

第4次防府市行政改革大綱 推 進 計 画

(平成20年度～平成24年度)

平成25年10月改訂
(平成20年10月策定)
防 府 市

◎第4次行政改革大綱推進計画・取組項目一覧表（No.1）

（単位：千円）

重点項目／取組項目				効果額					
No.	名称	前改革からの	担当課	平成20年度 （実績）	平成21年度 （実績）	平成22年度 （実績）	平成23年度 （実績）	平成24年度 （実績）	合計 （実績）
1 人事管理の見直し				136,573	324,731	405,511	508,871	623,944	1,999,630
1	水道事業の経営改善 （給与体系及び支出の適正化）	○	上下水道局	11,680 (23,599)	12,405 (48,944)	13,206 (67,700)	12,808 (85,470)	11,921 (107,507)	62,020 (333,220)
2	水道事業の経営改善 （組織機構の改善及び人事管理の 適正化）	○	上下水道局 ・ 職員課	31,857 (23,599)	56,477 (48,944)	74,432 (67,700)	92,907 (85,470)	115,831 (107,507)	371,504 (333,220)
3	職員数の適正化	○	職員課	93,036	255,849	317,873	403,156	496,192	1,566,106
4	人事考課制度の活用	○	職員課	0	0	0	0	0	0
2 組織・マネジメントの改革				0	0	0	0	0	0
5	出張所存廃の検討	○	市民活動推 進課	0	0	0	0	0	0
6	行政手続きの総合窓口の 開設		市民課・保険 年金課・職員 課・関係課	0	0	0	0	0	0
7	窓口業務の時間延長等の サービス拡充		職員課・関 係課	0	0	0	0	0	0
3 事務事業の再編・整理				2,351	84,999	85,902	73,406	▲43,548	203,110
8	祝日のごみ収集のあり方 検討	○	クリーンセ ンター	0	0	0	0	0	0
9	交通災害共済のあり方検 討	○	生活安全課	0	0	0	0	0	0
10	行政評価システムの再構 築	○	企画政策課・ 職員課・財政 課	0	0	0	0	0	0
11	G I S（地理情報システ ム）の整備	○	電算統計課	▲35,094	1,755	▲9,530	8,812	8,577	▲25,480
12	電子申請システムの拡充	○	電算統計課	▲68	▲3,377	▲76	▲76	▲76	▲3,673
13	情報システムの再構築	○	電算統計課	37,513	86,621	95,508	64,670	▲52,049	232,263
14	確定申告相談会の合同開 催に向けた検討		課税課	0	0	0	0	0	0
15	財産管理部門の統合の検 討	○	道路課・職員 課・財政課	0	0	0	0	0	0
16	各種団体事務局のあり方 検討	○	関係課	0	0	0	0	0	0
17	葬儀所業務存廃の検討 （23年度追加）		クリーンセ ンター	0	0	0	0	0	0
4 事務事業の外部委託・民営化				22,054	148,677	173,752	218,680	221,886	785,049
18	ごみ収集業務の民間活力 の活用	○	クリーンセ ンター	31,012	56,253	58,457	83,382	91,406	320,510

◎第4次行政改革大綱推進計画・取組項目一覧表（No.2）

（単位：千円）

重点項目／取組項目				効果額					
No.	名称	削減率からの	担当課	平成20年度 （実績）	平成21年度 （実績）	平成22年度 （実績）	平成23年度 （実績）	平成24年度 （実績）	合計 （実績）
19	焼却・破砕処理業務の民間活力の活用	○	クリーンセンター	0	0	0	0	0	0
20	学校給食業務の民間活力の活用	○	学校教育課	6,049	21,977	31,126	52,903	54,531	166,586
21	学校用務業務の民間の活用	○	教育総務課	0	11,713	18,201	23,908	30,903	84,725
22	市立保育所の民間活力の活用	○	子育て支援課	0	74,079	77,283	71,321	77,819	300,502
23	水道事業の経営改善（業務委託の推進）	○	上下水道局	▲19,938 (23,599)	▲19,938 (48,944)	▲19,938 (67,700)	▲20,245 (85,470)	▲20,245 (107,507)	▲100,304 (333,220)
24	図書館運営業務の民間活力の活用	○	図書館	10,083	13,410	19,531	21,577	20,863	85,464
25	市営住宅修理業務の民間活力の活用	○	建築課	0	0	0	0	0	0
26	公園管理業務・緑化事業のあり方検討	○	都市計画課	▲5,152	▲8,817	▲10,908	▲14,166	▲33,391	▲72,434
5 外郭団体の見直し				21,052	40,294	48,889	54,868	64,864	229,967
27	公益法人制度改革への取組み	○	関係課	21,052	40,294	48,889	54,868	64,864	229,967
28	外郭団体のあり方検討	○	関係課	0	0	0	0	0	0
29	社会福祉事業団体のあり方検討	○	障害福祉課・社会福祉課	0	0	0	0	0	0
6 健全な財政運営の確保				17,235	26,223	65,969	28,149	43,774	181,350
30	索道事業のあり方検討	○	観光振興課	0	0	0	0	0	0
31	公会計制度の整備		財政課	0	0	0	0	0	0
32	公共下水道事業の地方公営企業法適用	○	上下水道局	0	0	0	0	0	0
33	予算査定の見直し	○	財政課	0	0	0	0	0	0
34	補助金等の適正化	○	財政課・関係課	0	0	0	0	0	0
35	受益者負担の適正化	○	財政課・関係課	0	0	0	0	0	0
36	起債・公債費抑制策の継続	○	財政課	0	0	0	0	0	0
37	遊休資産の処分の推進	○	財政課	4,675	11,090	50,896	11,526	23,952	102,139
38	広告事業による財源確保	○	財政課・関係課	1,114	3,364	3,029	2,426	1,537	11,470

◎第4次行政改革大綱推進計画・取組項目一覧表（No.3）

（単位：千円）

重点項目／取組項目				効果額					
No.	名称	削減率 からの	担当課	平成20年度 （実績）	平成21年度 （実績）	平成22年度 （実績）	平成23年度 （実績）	平成24年度 （実績）	合計 （実績）
39	競輪事業の経営改善	○	競輪局	11,446	12,866	10,502	12,343	16,590	63,747
40	公用車のリース化	○	総務課	0	0	0	0	0	0
41	庁舎内電話へのＩＰ電話 の導入	○	総務課	0	▲1,097	1,542	1,854	1,695	3,994
7 公の施設の見直し				0	0	0	0	0	0
42	サイクリングターミナル のあり方検討	○	観光振興課	0	0	0	0	0	0
43	指定管理者制度の推進	○	職員課・関 係課	0	0	0	0	0	0
8 地域協働の推進				0	0	0	0	0	0
44	地域コミュニティの構築 と支援のあり方検討	○	市民活動推 進課	0	0	0	0	0	0
45	市民の参画と協働の推進	○	市民活動推 進課	0	0	0	0	0	0
46	自主防災組織の充実強化		警防課・防災 危機管理課	0	0	0	0	0	0
合 計				106,229	395,031	469,038	499,650	476,123	1,946,071
累 計				106,229	501,260	970,298	1,469,948	1,946,071	—

※ 効果額は、平成19年度を基準年度とし算出している。

※ 効果額欄の（ ）内は、水道事業の経営改善（No.1、2、23）の効果額。

※ 効果額欄の合計及び累計は、取組項目No.3と取組項目No.18、20、21、22、24との人件費の重複分を除いている（22年度修正）。

※ 取組項目No.45を取組項目No.46とし、取組項目No.17から取組項目No.44までを1項目ずつ繰り下げ、取組項目No.16の次に次の1項目を加える（23年度追加）。

取組項目No.17 葬儀所業務存廃の検討

重点項目	1 人事管理の見直し				No.	1									
取組項目名	水道事業の経営改善 (給与体系及び支出の適正化) 【第3次諮問項目】				担当課	上下水道局									
現状と課題	平成19年4月から、市長部局と同様平均4.8%の給料の引き下げ(但し、現給保障)、昇給及び昇格の見直しを行いました。また、市長部局と比べ高い水準にあった給料については、制度上、市長部局並みに引き下げを図りました。諸手当については、企業手当を含む特殊勤務手当、時間外勤務手当の割増率等は市長部局より有利な取り扱いがなされているため、これらを是正する必要があります。														
取組内容	現給保障による給料格差の是正に努めるとともに、平成20年度から、「当直勤務手当」、「現場手当」、「非常出務手当」、「企業手当」及び「無線当番手当」の5種類の特殊勤務手当を廃止します。今後は真に必要なとされる特殊勤務手当の創設を検討します。また、時間外勤務手当等その他の手当についても市長部局と同一にします。														
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度								
	—	—	給料及び手当を市長部局と同一にする				平成20年度								
実施計画(実施項目)					工程表										
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
①	特殊勤務手当の廃止														
②	時間外勤務手当等を市長部局と同一化														
③	市長部局の同じ格付の職員が昇給するまでの間の昇給停止														
④															
⑤															
⑥															
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計	50,800 (163,206)	11,176 (15,284)	10,414 (37,612)	10,160 (45,671)	10,160 (12,172)	8,890 (52,467)						
	(実績)	(単位：千円)	累計	62,020 (333,220)	11,680 (23,599)	12,405 (48,944)	13,206 (67,700)	12,808 (85,470)	11,921 (107,507)						
実施状況	平成20年度	「当直勤務手当」、「現場手当」、「非常出務手当」、「企業手当」及び「無線当番手当」の5種類の特殊勤務手当を廃止するとともに、「時間外勤務手当」及び「休日勤務手当」の割増率を市長部局と同一とした。また、給料については、現給保障による市長部局との給料格差の是正に努めた。													
	平成21年度														
	平成22年度														
	平成23年度														
	平成24年度	平成20年度に、給料、手当を市長部局と同一とするとともに5種類の特殊勤務手当を全て廃止し、目標を達成した。 今後も、地方公営企業職員の勤務条件について、組合と締結する労働協約により決定するため、市長部局の職員と勤務条件が同一となるように交渉する。													

※ 効果額欄の()内は、水道事業の経営改善(No.1、2、23)の効果額

重点項目	1 人事管理の見直し					No.	2							
取組項目名	水道事業の経営改善 (組織機構の改善及び人事管理の適正化) 【第3次諮問項目】					担当課	上下水道局・職員課							
現状と課題	事務事業の見直しや採用者数の抑制により、職員数は定数64人に対し、現在52人となっており、「集中改革プラン」において退職者不補充等により、平成22年4月には49人体制となりますが、更なる職員数の削減、定員適正化を図ることが求められています。 また、上下水道の統合による共通業務の一体化及び業務の統合により、組織のスリム化、経営の効率化が期待できます。													
取組内容	業務委託と市長部局への人事異動を推進することで、職員数を削減し、適正な定員管理に努めるとともに、経営の効率化を図るため、下水道事業との統合を検討します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	実施時期	—	上下水道事業を統合する					平成23年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	各年度、適正な定員管理の実施													
②	上下水道事業の統合の検討													
③	上下水道事業の統合の準備													
④	上下水道事業の統合													
⑤														
⑥	(目標)	(単位：千円)	累計	292,804 (163,206)	26,788 (15,284)	49,878 (37,612)	58,191 (45,671)	58,191 (12,172)	99,756 (52,467)					
	(実績)	(単位：千円)	累計	371,504 (333,220)	31,857 (23,599)	56,477 (48,944)	74,432 (67,700)	92,907 (85,470)	115,831 (107,507)					
実施 状況	平成20年度	組織体制を見直し、市長部局への異動等により1人の減員、また、退職者不補充により2人の減員した。												
	平成21年度	組織体制を見直し、市長部局への異動等により2人の減員、また、退職者不補充により1人の減員した。 上下水道事業の統合については、上下水道統合準備協議会を設置し、統合後の組織体制について協議し、方針を決定した。												
	平成22年度	組織体制を見直し、市長部局への異動等により1人の減員した。 平成21年度に設立した上下水道組織統合準備協議会の下部組織である、組織統合部会、法適整備部会、条例・規則整備部会、料金統合部会、工事部会を複数回開催し、平成23年4月1日の組織統合に向け準備を行った。 また、各部会の活動結果を受け、上下水道組織統合準備協議会の上下水道局の組織案等を基に協議した結果、12月議会において、上下水道局の統合が承認された。												
	平成23年度	平成23年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するとともに、水道局と下水道関係部門の組織統合を行い、防府市上下水道局(職員数：81人体制)を発足した。 上下水道の統合による共通業務の一体化及び業務の統合により、今まで以上に経営の効率化に努めることとした。 平成23年度目標達成												
	平成24年度	上下水道事業については、平成23年4月1日に組織統合し、目標を達成した。組織統合により水道事業関係の人件費等を削減しており、一定の効果をあげている。 今後は、組織統合によるスケールメリットをいかし、適正な定員管理を行う。												

※ 効果額欄の()内は、水道事業の経営改善(No.1、2、23)の効果額

重点項目	1 人事管理の見直し				No.	3								
取組項目名	職員数の適正化				担当課	職員課								
現状と課題	第三次定員適正化計画は平成22年度が終期ですが、一年前倒しで計画値を達成する状況です。 今後、よりコンパクトで効率的な組織を目指すためには、更に職員数を見直す必要があり、各職場の業務を洗い出し、民間委託や臨時職員での対応等の検討が必要です。													
取組内容	組織のスリム化、各種事務や施設の民間委託及び臨時職員の雇用や退職職員の再雇用などにより、更なる定員管理の適正化を図ります。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	策定期間	—	職員数の適正化を図るため、(仮称)第4次定員適正化計画を策定する				平成22年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	各年度、適正な職員配置													
②	組織ヒアリングの実施													
③	(仮称)第4次定員適正化計画の策定(22年度修正)													
④	(仮称)第4次定員適正化計画に基づく職員配置(22年度修正)													
⑤														
⑥	(実績)		(単位:千円)	累計	1,566,106	93,036	255,849	317,873	403,156	496,192				
実施状況	平成20年度	平成20年度当初の職員数は773人となり、第三次定員適正化計画との比較(計画数値788人)では15人の減、前年と比較すると12人の減となった。これは、清掃業務や給食業務等の一部民間委託や正規職員から非常勤職員等への切替、また組織機構の見直しによるものである。 今後の適正な職員数を検討するために11月後半から組織ヒアリングを実施した。												
	平成21年度	平成21年度当初の職員数は752人となり、第三次定員適正化計画との比較(計画数値773人)では21人の減、前年と比較しても21人の減となった。これは、清掃業務や給食業務等の一部民間委託や正規職員から非常勤職員等への切替によるものである。												
	平成22年度	平成22年度当初の職員数は744人となり、第三次定員適正化計画との比較(計画数値760人)では16人の減、前年と比較すると8人の減となった。これは、清掃業務や給食業務等の一部民間委託や正規職員から非常勤職員等への切替によるものである。 また、次期定員適正化計画である第四次定員適正化計画(平成22年度～平成26年度)を策定し、平成23年3月に公表した。 平成22年度目標達成												
	平成23年度	第四次定員適正化計画から消防職員や上下水道局職員を加えることとし、平成23年度当初の職員数は903人となり、計画との比較(計画数値903人)では計画どおり、前年と比較すると26人の減となった。これは、山口市徳地地域の消防事務の受託廃止に伴う山口市への任用替え(15人減)、清掃部門や給食部門等の民間委託による退職者不補充や正規職員から非常勤職員への切替等によるものである。												
	平成24年度	平成24年度当初の職員数は894人となり、第四次定員適正化計画との比較(計画数値903人)では9人の減、前年と比較しても9人の減となった。これは、保育所の民間移管や清掃業務、給食業務等の民間委託による退職者不補充によるものである。 今後も第四次定員適正化計画に基づき、円滑な行政運営が図られるよう組織の見直しや事務の合理化を進めながら、職員数の適正な管理に努める。												

重点項目	1 人事管理の見直し				No.	4								
取組項目名	人事考課制度の活用				担当課	職員課								
現状と課題	平成15年度から制度を導入し、5年を経過した平成20年度からは人事考課対象者を部次長以上としたところです。 今後、制度の検証をしながら、考課のやり方とあわせ、人事・給与への反映など活用方法の見直しが必要です。													
取組内容	人事考課制度の検証を年度ごとに実施し、より公平で公正な制度運営を目指すとともに、国の動向を見据えながら、職員の意識改革及び能力開発にも繋がるシステムに変更していきます。													
目標とする成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	新たな人事考課を実施する				平成24年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	部長・部次長への人事考課の実施													
②	考課者、被考課者の研修等													
③	人事考課の検証及び見直し(22年度修正)													
④	新たな人事考課の実施(22年度修正)													
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	今年度より、部長・部次長級への人事考課を実施(「行政経営」の観点での評価を実施)した。また、考課者(課長級以上)対象に、意見調査を実施した。 自主的な人事考課制度の運用を図るため、「目標設定」研修における内部講師の養成を実施した(8人受講)。												
	平成21年度	今年度から、内部講師による「目標設定」研修を実施した。 また、人事考課制度の見直しにおいて、人材育成に主眼においた検証等を実施した。												
	平成22年度	人材育成に主眼において、人事考課制度を見直し、併せて、マニュアルを改訂した。												
	平成23年度	マニュアル(改訂版)をもとに、引き続き、内部講師による「目標設定」研修を実施した。 平成15年度から導入した人事考課制度については、一定の成果があがっており、新たな人事考課制度については平成23年度から導入し、1年早く目標を達成した。 平成23年度目標達成												
	平成24年度	本市の人事考課制度は、職員一人ひとりが市民や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長する役割を担っているため、今後は人事考課制度が職員の意識改革及び能力開発に繋がるよう、考課結果を本人や人事管理にフィードバックし、人材育成につなげていく制度への見直し(仕組みの再構築)に努める。												

重点項目		2 組織・マネジメントの改革						No.		5					
取組項目名		出張所存廃の検討						担当課		市民活動推進課					
		【第3次諮問項目】													
現状と課題		現在、出張所は10箇所あり、野島を除く9箇所については、嘱託職員（月3／4勤務）による4人体制となっており、主な業務として、公金収納事務、各種証明事務などがあります。													
取組内容		平成17年度に行政改革委員会より答申を受け、見直しを行い、平成18年度から嘱託職員4人体制となっていますが、簡素化された組織体制にするために、平成21年度に出張所の存廃について再度検討し決定します。													
目標とする 成果・数値		項目名		数値等		定 義						目標年度			
		方針決定時期		－		出張所の存廃の方針を決定する						平成21年度			
実施計画（実施項目）						工程表									
						20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
						4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	出張所存廃の検討（現況調査等）					→									
②	出張所存廃の方針決定					→									
③															
④															
⑤															
⑥															
⑦															
効果額 （平成19年度に対する）		（目標）		（単位：千円）		累計									
		（実績）		（単位：千円）		累計									
実施状況	平成20年度		平成18年度から20年度までの3年間についての業務状況を調査した。												
	平成21年度		前年度実施した業務状況調査や利用者アンケート調査等を基に、「公金の収納業務」、「住民票等の各種証明書の発行取次ぎ業務」、「地域団体との連絡調整業務等」の観点から再検討した結果、出張所を存続させることとした。 ただし、定期的に見直しを行い、その結果については、適宜公表する。												
	平成22年度		平成21年度目標達成												
	平成23年度														
	平成24年度		平成21年度に出張所の存続は決まった。 今後は、出張所の業務等について定期的に見直しを行い、その結果については、適宜公表する。												

重点項目	2 組織・マネジメントの改革				No.	6								
取組項目名	行政手続きの総合窓口の開設				担当課	市民課・保険年金課 ・職員課・関係課								
現状と課題	現在、市庁舎が5棟に分かれており、くらしの手続き、健康・福祉、教育関係等の主な窓口業務が分散されている状態です。特に、健康・福祉、教育関係が入っている庁舎は、バリアフリーも十分でない状況です。													
取組内容	市民満足度向上の観点から、既存の施設で住民異動に伴う手続きに関係する窓口サービスのあり方を検討し、住民異動に伴う年金、保険、福祉及び子育て等に係る手続きなどを可能な限り集約した総合窓口の設置を目指します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	住民異動に伴う手続きを、可能な限り一つの窓口(施設)に集約する総合窓口に向けた方針を決定する				平成23年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	プロジェクトチームによる調査、研究					→								
②	窓口サービス向上の実現に向けた検討及び実施計画等の作成(22年度追加)								→					
③	窓口サービスを集約する総合窓口に向けた方針(方向性を含む)決定(22、23年度修正)								→					
④	一部サービス提供の開始(22、23年度修正)													→
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計											
	(実績)	(単位:千円)	累計											
実施状況	平成20年度	窓口サービス向上のための方策を調査・研究するため、防府市窓口サービス向上推進プロジェクトチームを立ち上げ、先進地事例や引越し、出生・妊娠、子育て、結婚・離婚など人生の出来事に沿った手続き等に係る各課業務調査等をした。												
	平成21年度	防府市行政改革推進会議(平成22年3月19日開催)において、防府市窓口サービス向上推進プロジェクトチームから提案された「防府市窓口サービス向上推進プロジェクト提案書」が承認され、「庁内一丸となって、前向きに取り組むこと。」となった。												
	平成22年度	「総合窓口サービス体制実行委員会」を組織し、その下部組織に、「総合窓口サービス体制整備部会」を設置して、以下の項目について、実現に向けて検討した。 ・総合証明発行業務 ・庁舎レイアウト変更等 ・案内表示板等の設置												
	平成23年度	総合窓口サービス体制実行委員会において、「防府市窓口サービス向上推進計画」を策定し、12月20日に開催された第9回防府市行政改革推進会議に報告した。 その中で、第4次行政情報システムの再構築(サーバー化)が完了後の平成28年度を目標とする「防府市総合窓口サービス体制」の実現を段階的に目指すこととなった。 平成23年度目標達成												
	平成24年度	4号館1階フロアにフロアマネジャーを試験的に導入した。 「総合窓口サービス体制整備部会」において、以下の項目等について検討、実施した。 ・軽微なフロアレイアウトの変更(保険年金課) ・申請書、届出書等の保管場所の検討 ・業務フローの整理等 ・庁舎入口案内図の設置検討 本市で総合窓口を開設するには、行政情報システムのサーバー化(第4次)などの基盤整備をする必要がある。その基盤整備は平成28年度に完了する予定のため、今後は平成28年度の総合窓口の開設を目指して、工程管理をしっかりと行う。 なお、老朽化した庁舎の建替えや窓口関係の制度改正等課題は山積しているが、可能な限り、重複投資を避けた効率的・効果的な窓口改善を実施する。												

重点項目	2 組織・マネジメントの改革				No.	7								
取組項目名	窓口業務の時間延長等のサービス拡充				担当課	職員課・関係課								
現状と課題	近年、周辺自治体において、一部の窓口業務について時間延長を実施している自治体があります。本市においても、以前、市民課窓口の時間延長を実施した経緯がありますが、市民ニーズに应运っていたかどうか疑問が残っています。実施方法等を含め、窓口業務への市民ニーズを把握する必要があります。													
取組内容	周辺自治体で実施している一部の窓口業務サービスとの均衡を図るため、本市においても一部の窓口業務の時間延長を実施できるよう、勤務体制の整備を図ります。同時に、窓口業務サービス(週休日、祝日の業務も対象)に対する市民ニーズの把握も重要であり、調査を実施しなければなりません。この結果を踏まえ、窓口業務を主とする各課は方針を策定し、実施すべき窓口業務については勤務体制の整備を図り、段階的に実施します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	窓口業務の時間延長等のサービスの実施				平成22年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	窓口業務の時間延長サービスの検討及び試行実施					→								
②	窓口業務の時間延長等のサービスに対する市民ニーズの把握					→								
③	窓口業務の時間延長等のサービスの段階的实施							→						
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	窓口業務担当課及び関係各課(総務課、職員課、電算統計課、課税課、収納課、市民課、保険年金課、高齢障害課、子育て支援課、学校教育課)で協議し、実施の方向性決定、平成21年4月実施に向けた内容等の決定した。 また、今年度から窓口業務の繁忙期である年度末の日曜日(正午まで)の開庁を実施した(3月29日、実績 86件)。												
	平成21年度	4月より、窓口業務の時間延長(毎週木曜日、午後7時まで)を試行した(実績 2,020件)。 また、窓口業務の繁忙期である年度末、年度始めの日曜日(正午まで)の開庁を実施した(4月5日、3月28日、実績 175件)。												
	平成22年度	4月より、窓口業務の時間延長(毎週木曜日、午後7時まで)を本格的に始めた(実績 3,296件)。 また、窓口業務の繁忙期である年度末、年度始めの日曜日(正午まで)の開庁を引き続き実施した(4月4日、3月27日、実績 198件)。 平成22年度目標達成												
	平成23年度	引き続き、窓口業務の時間延長(毎週木曜日、午後7時まで)を実施した(実績 3,723件)。 また、窓口業務の繁忙期である年度末、年度始めの日曜日(正午まで)の開庁を引き続き実施した(4月3日、3月25日、実績 117件)。												
	平成24年度	引き続き、窓口業務の時間延長(毎週木曜日、午後7時まで)を実施した(実績4,826件)。 また、窓口業務の繁忙期である年度末、年度始めの日曜日(正午まで)の開庁を引き続き実施した(4月1日、3月31日、実績 227件)。 年々、窓口業務の時間延長等のサービスの利用者数は伸びているが、より一層の市民への周知等を図る。												

重点項目		3 事務事業の再編・整理				No.		8						
取組項目名		祝日のごみ収集のあり方検討				担当課		クリーンセンター						
		【第3次諮問項目】												
現状と課題		平成18年4月より、夏場(6～9月)を除く期間の祝日についてごみ収集業務を廃止しました。当初、廃止による苦情が殺到しましたが、現在は大幅に減少しています。しかしながら、地区によってはごみ収集が無いにもかかわらず、ごみステーションに家庭ごみを出してあるところも見受けられます。												
取組内容		祝日のごみ収集業務の廃止を継続することにより経費を削減し、この財源をもって家庭から排出されるごみの減量化等を推進します。												
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義				目標年度						
		方針決定時期	—	夏場(6～9月)期間中の祝日に係るごみ収集業務等の存廃について方針を決定する				平成21年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	ごみ集積施設整備費・ごみ減量化容器購入費補助金の継続													
②	夏場(6～9月)期間中の祝日に係るごみ収集業務等の存廃について検討及び方針決定													
③														
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)	(単位：千円)	累計										
		(実績)	(単位：千円)	累計										
実施状況	平成20年度	平成18年度より、夏場(6月～9月)を除く期間の祝日について、ごみの収集業務等を廃止しており、廃止当初は、苦情の電話等があったが、現在は休みの確認の電話がかかる程度となった。廃止に伴い、平成19年度に自治会に対する「ごみ集積施設整備費補助金」制度を新設し、また、個人には「生ごみ減量容器等購入補助金」制度を充実した。平成20年度もこの事業を継続実施した。												
	平成21年度	本市を除く県内の12市の状況を見ると、5市が祝日収集を実施、4市が夏場の祝日収集を実施しており、本市の夏場の祝日収集は、他市に比して決して高いサービスとは考えられない。また、夏場の暑い時期に、生ごみや使用した紙オムツ等を1週間も家庭で保管することは、衛生上も好ましくないことから、夏場(6月～9月)については、引き続き祝日のごみ収集を実施することとした。 平成21年度目標達成												
	平成22年度													
	平成23年度													
	平成24年度	今後は、引き続き、夏場以外の祝日のごみ収集業務の廃止に伴い削減した財源をもって家庭から排出されるごみの減量化等を推進する。												

重点項目	3 事務事業の再編・整理					No.	9								
取組項目名	交通災害共済のあり方検討					担当課	生活安全課								
					【第3次諮問項目】										
現状と課題	本市の交通災害共済制度は、市民の交通災害に対する経済的な安心を目的として運営しており、民間保険に比べて格段に安い掛け金で見舞金が支給され、その経費は全て会費により賄われています。しかしながら、様々な民間保険が充実してきた現在、加入者数は減少傾向にあり、加入率が年々下回る状況となっています。また、加入者の多くは、車を持たない立場の弱い市民というのが現状です。														
取組内容	民間保険の多様化の中、今後も、加入者数の減少傾向が続くことが予測され、行政が直接行う意義も薄れてきていることから、共済事業の運営が厳しくなった時点で、基金状況を勘案しながら、制度の存廃を検討します。ついては、交通災害共済の存廃についてのガイドラインを策定します。														
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度							
	策定期間	—	交通災害共済の存廃についてのガイドラインを策定する					平成23年度							
実施計画(実施項目)					工程表										
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
①	市広報、自治会等への周知により、会員の増加を図る				→										
②	本共済に替わる民間等の保険を調査				→										
③	基金の使途の検討				→										
④	交通災害共済の存廃についてのガイドラインの策定(21、22年度修正)				→										
⑤															
⑥															
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計												
	(実績)	(単位：千円)	累計												
実施状況	平成20年度	会員の増加に向けて、市広報掲載及び加入申込書とパンフレットを全戸配布し、全世帯に対し、加入を呼びかけた(平成21年3月末現在の加入率:27.1%)。本共済に替わる民間等の保険を調査した結果、現時点では、県民共済が最も良いと考えられる。これは本共済と同様助け合いの制度であるし、他市の考え方もほぼ同じである。													
	平成21年度	会員の増加に向けて、市広報掲載及び加入申込書とパンフレットを全戸配布し、全世帯に対し、加入を呼びかけた(平成22年3月末現在の加入率:26.2%)。今後も、高齢者を中心に加入率の向上に努める。													
	平成22年度	会員の増加に向けて、市広報掲載及び加入申込書とパンフレットを全戸配布し、全世帯に対し、加入を呼びかけた(平成23年3月末現在の加入率:25.2%)。今後も、高齢者を中心に加入率の向上に努める。													
	平成23年度	会員の増加に向けて、市広報掲載及び加入申込書とパンフレットを全戸配布し、全世帯に対し、加入を呼びかけた(平成24年3月末現在の加入率:23.8%)。今後も、高齢者を中心に加入率の向上に努める。 なお、交通災害共済の在廃についてのガイドラインを策定した。													
	平成24年度	会員の増加に向けて、市広報掲載及び加入申込書とパンフレットを全戸配布し、全世帯に対し、加入を呼びかけた(平成25年3月末現在の加入率:22.5%)。今後も、高齢者を中心に加入率の向上に努める。 今後は、平成23年度に策定したガイドラインに示す数値指標を下回った場合、交通災害共済の存廃について検討することとする。													

平成23年度目標達成

重点項目	3 事務事業の再編・整理				No.	10								
取組項目名	行政評価システムの再構築				担当課	企画政策課・職員課・財政課								
現状と課題	評価結果を事務事業の見直しや組織の再編・整理等へ反映させ、さらに評価結果の公表を進めるなど、制度を大きく改善する必要があり、組織体制も含め評価の仕組みそのものをどうするかが課題です。													
取組内容	行政評価の対象をすべての事務事業に拡大し、職員の目的意識、コスト意識等をさらに高めるとともに、事務事業や組織の再編・整理及び施策の見直し等に反映させていき、さらに評価結果を公表していく方向で制度を見直します。													
目標とする成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	新たな行政評価システムの運用を開始する				平成22年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	先進地事例の調査、研究					➡								
②	新たな行政評価システムの検討						➡							
③	新たな行政評価システムの構築						➡							
④	新たな行政評価システムの運用実施								➡					
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	行政経営品質向上部門と連携し、評価結果の事務事業や組織の再編・整理等への反映に向けて、新たな行政評価制度の研究を行った。												
	平成21年度	次期総合計画の策定作業等と整合性を図りながら、事務事業個票の見直しを行うなど、新たな行政評価制度の仕組みづくりを始めた。												
	平成22年度	新たな事務事業個票(行政サービス基本台帳)を作成し、事務事業に関する各課ヒアリングを実施した。また、これを基に自己評価を付した新たな実施計画も作成した。 平成22年度目標達成												
	平成23年度	事務事業評価及び施策評価の結果の公表を始めた。												
	平成24年度	市民に分かりやすくするため、公表様式を一部変更した。今後は、総合計画の実効性を高めるために施策-事務事業の各階層において導入している行政評価について、予算編成などと連動させたPDCAサイクルを導入するなど、行政評価制度の更なる充実に努める。併せて、評価結果を事務事業の見直しや組織の再編・整理等へ反映させる仕組みづくりに努める。												

重点項目	3 事務事業の再編・整理					No.	11							
取組項目名	GIS(地理情報システム)の整備					担当課	電算統計課							
現状と課題	基本地形図については、平成11年度から13年度に整備した都市計画区域内の基本地形図しか利用できません。また、地図ソフトが入っているパソコンでしかGISを利用できない状況です。													
取組内容	都市計画区域内だけでなく、市内全域の基本地形図を整備した上で、Web型GISを導入し、庁内LANにより、全職員が地図情報を共有できる体制を導入します。 さらに、市民向けには公開型GISの導入に向けて取り組みます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	実施時期	—	公開型GISを導入する					平成22年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	市内全域における地図の整備(22年度修正)				→				→					
②	Web型GISの運用(22年度修正)						→							
③	公開型GISの運用(22年度修正)						→							
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計	▲44,255	▲45,475	95	▲17,195	9,160	9,160					
	(実績)	(単位：千円)	累計	▲25,480	▲35,094	1,755	▲9,530	8,812	8,577					
実施 状況	平成20年度	市内全域における基本地形図を整備した。												
	平成21年度	庁内電子地図情報閲覧システムを導入し、各課が業務のために公開している地図情報の閲覧及び地図の編集が行えるようにした。 また、ホームページ上で電子国土Webを利用した地図情報サービス(基盤地図(2500分の1、5000分の1地形図)、本庁・出先機関、公民館(出張所)、小中学校及び保育所(園)・幼稚園の位置図)を開始した(公開型GISの導入)。 平成21年度目標達成												
	平成22年度	庁内電子地図情報閲覧システムについては、庁内での地図を利用した業務の拡充、公開型GISについては、公開可能な地図情報の拡充を行った。												
	平成23年度	引き続き、庁内電子地図情報閲覧システムについては、庁内での地図を利用した業務の拡充を行った。また、ホームページ更新に伴い、公開型GISについて見直しを行った。今後は、電子国土Webを利用したよりよい地図情報サービスの提供に向けて研究を進めることとした。												
	平成24年度	庁内電子地図情報閲覧システムについては、庁内での地図を利用した業務の拡充を行い、また、公開型GISについては、公開可能な地図情報の拡充の見直しを行った。 今後は、電子国土Webを利用したよりよい地図情報サービスの提供に向けて研究を進める。												

重点項目	3 事務事業の再編・整理				No.		12							
取組項目名	電子申請システムの拡充				担当課		電算統計課							
現状と課題	国では、IT新戦略等の中で、電子申請・届出等手続きのオンライン利用率を平成22年度までに50%以上とする目標を掲げています。 本市においても、県内の他市町と連携して、今後も効果的な電子申請システムの拡充を図る必要があります。													
取組内容	新しい電子申請システムの構築については、市民等のニーズを把握した上で、施設予約申込手続きをはじめとし電子申請ができる手続の拡充を図ります。													
目標とする成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	新電子申請システムの運用を開始する				平成21年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	共同利用による電子申請システムの再構築				→									
②	新電子申請システムの運用開始						→							
③	施設予約申込手続システムの運用開始(現行メニューの追加)(21年度修正)								→					
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計	▲11,535	▲68	▲2,419	▲76	▲4,486	▲4,486					
	(実績)	(単位:千円)	累計	▲3,673	▲68	▲3,377	▲76	▲76	▲76					
実施状況	平成20年度	職員採用試験申し込み手続きを電子申請で開始した。 また、山口県との共同利用による電子申請システムの再構築について協議を行った。												
	平成21年度	10月1日から、山口県・山口市・長門市・防府市での共同利用による電子申請をスタートし、電子申請システムの拡充を図った。 平成21年度目標達成												
	平成22年度	電子申請については、現在の電子申請システムの利用を続けるが、施設予約申込手続システムについては、費用対効果等を考慮し導入しないこととした。 (電子申請システム利用実績:379件)												
	平成23年度	電子申請については、引き続き、現在の電子申請システムの利用を続けた。 (電子申請システム利用実績:405件)												
	平成24年度	電子申請については、現在の電子申請システムの利用を続けた。 (電子申請システム利用実績:333件) 電子申請・届出サービスの年間利用実績は400件前後であり、そのほとんどが「職員採用試験」・「上下水道の使用開始・使用中止」に関する手続で特定の手続に偏っている。今後は、利用実績、費用対効果等を含め電子申請システムの拡充について見直す。												

重点項目	3 事務事業の再編・整理					No.	13							
取組項目名	情報システムの再構築					担当課	電算統計課							
現状と課題	電子自治体の構築には、既存システムとのデータ連携が不可欠ですが、本市のホストコンピュータは、元々内部事務を処理するため開発されているため、新しいシステムとの連携は容易ではなく見直しが必要です。													
取組内容	ホストコンピュータのリース期限満了に伴い、サーバーシステムへの移行を軸に新システムの構築を行います。 また、リース機器の満了したパソコン及び周辺機器等については、再リースとし、経費節減を図ります。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	実施時期	—	新情報システムを稼動する					平成24年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	新システム移行の検討(21、22年度修正)													
②	新システムの開発(21、22年度修正)													
③	新システムの稼動(21年度修正)													
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計	169,535	38,213	85,988	87,835	36,301	▲78,802					
	(実績)	(単位：千円)	累計	232,263	37,513	86,621	95,508	64,670	▲52,049					
実施状況	平成20年度	電算システム検討委員会を開催し、ホストコンピュータのリース満了に伴い、当面の対応を再リースとした。 IT推進本部 本部会議でホストコンピュータの再リースを決定した(平成24年9月まで)。 また、電算機器のハード、ソフトを再リースした。												
	平成21年度	防府市IT推進本部において、次期システムをサーバーシステムへの移行を軸に構築していくことを決定した。												
	平成22年度	防府市IT推進本部において、サーバーシステムへの移行の中で、耐震性のある安心安全な建物に新たな電算室を設置することとし、その設置場所の方向性について検討を行い、承認を得た。												
	平成23年度	新たな電算室について、公募型プロポーザルを実施し、次期電算室の提供事業者を決定した。 また、第1次システム(住民記録系・内部事務系システム)について、指名型プロポーザルで開発事業者を決定し、システムの構築を開始した。												
	平成24年度	年次計画による次期サーバーシステムへの移行と同時に新システムの構築を行い、今年度第1次システム(住民記録系・内部事務系システム)を導入(稼動)した。 今後は、平成25年には介護保険関係システム、平成27年には税・料・収納関係システム、平成28年には福祉関係等システムの稼動を目指す。												
平成24年度目標達成														

重点項目		3 事務事業の再編・整理				No.		14							
取組項目名		確定申告相談会の合同開催に向けた検討				担当課		課税課							
現状と課題		所得税の確定申告相談受付は、市県民税の申告相談受付と併せて、同時期に本庁及び各出張所で独自開催しています。													
取組内容		住民サービス及び三税(国税、県税、市税)協力の観点から、税務署・県税事務所との合同開催することで、申告相談会場を一本化し、市民の利便性の向上を目指します。併せて、煩雑な市県民税の当初賦課における作業事務の効率化を図ります。													
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義				目標年度							
		方針決定時期	—	確定申告相談会の合同開催についての方針を決定する				平成24年度							
実施計画(実施項目)						工程表									
						20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
						4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	関係機関(税務署、県税事務所等)との協議会設置及び開催(22年度修正)														
②	課税システムの整備検討														
③	課税システムの改修実施														
④	合同開催の必要性・効果を検証し、方針を決定(22年度修正)														
⑤															
⑥															
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)	(単位:千円)	累計											
		(実績)	(単位:千円)	累計											
実施状況	平成20年度	合同開催について、関係機関との協議会を設置し検討した。 併せて、課税システムの整備(課税支援・課税資料電子化システム及びエルタックスの導入)に係る予算要求を行い、作業事務の効率化について検討した。													
	平成21年度	合同開催について、関係機関との協議会で検討した。 また、課税システム(課税支援・課税資料電子化システム及びエルタックス)の導入により、事務作業の効率化と申告に要する時間が激減などの市民サービスの向上が図られた。													
	平成22年度	合同開催について、他市の検証結果を基に、再度、関係機関と協議した。 また、課税支援・課税資料電子化システムについては、平成23年1月から導入された国税連携のためのシステム変更を行ったが、大きな障害の発生もなく事務の効率化・簡素化が図られた。													
	平成23年度	合同開催について、関係機関との協議会において検討を行った。 現状は、平成21年度の課税システムの導入及び平成22年度の国税連携システムの導入により、申告所要時間及び待ち時間の短縮が図られており市民サービスの向上につながっている。併せて課税事務の効率化も図られている。 法律改正により、平成23年分の申告分から、確定申告から市・県民税の申告になる方が大幅に増加(市役所での申告者数が増加)しており、これを検証し、さらに検討を加える。													
	平成24年度	合同開催について、関係機関との協議会で検討を行い、課税システムの整備、運用改善等による市民の待ち時間の短縮や職員の作業の効率化を図るとともに、税制改正に伴う確定申告から市県民税申告へ変更となる年金所得者の大幅増加への対応については、自己で申告書作成が困難な高齢者への対応等を鑑み、税務署会場の一本化が市民の利便性の低下につながると考えられることなどの理由から、合同開催は行わず、現状の2会場を維持することとした。													
平成24年度目標達成															

重点項目	3 事務事業の再編・整理				No.	15								
取組項目名	財産管理部門の統合の検討				担当課	道路課・職員課 ・財政課								
現状と課題	財政課管財係、監理課登記係・評価係を統合した財産管理室が新設されましたが、法定外公共物管理室と財産管理室の統合について、関係課と協議し方向付ける必要があります。 なお、統合にあたっては、「業務の一部外部委託」の結果が重要な要因となります。													
取組内容	法定外公共物管理室と財産管理室の統合については、平成20年度中に「業務の一部外部委託」の方針決定したうえで、関係課と協議しながら、平成22年度までに方向付けます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	方針決定時期	—	財産管理部門の統合についての方向性を決定する				平成22年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	法定外公共物管理業務の外部委託項目の決定				→									
②	外部委託対象外の業務内容と事務量の検討					→								
③	関係課(道路課・職員課・財政課)との協議・方向性の決定(22年度修正)						→							
④														
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	法定外公共物管理業務の外部委託項目の絞り込みを行い、委託先になり得ると思われる相手方と協議を行った。 法定外公共物の境界確認箇所の電子データ化を完了した。また、境界確認書添付図面(平面図、断面図)のスキヤンを開始した。												
	平成21年度	法定外公共物管理業務の外部委託について、関係団体等にアンケートを実施した結果を検証すると賛否両論あったため、引き続き、関係団体等と協議を行うこととした。 法定外公共物管理業務の外部委託対象外の業務内容及び事務量の検証を行った。 併せて、道路課と財政課で統合に向けた協議をした。												
	平成22年度	法定外公共物の評価を財政課財産管理室で行っていたが、現在は、課税課の固定資産税評価額で対応することとしたため、道路課法定外公共物管理室は、土木都市建設部内にあった方が、市民にとって非常に利便性が高く、維持管理等に関した技術的な協議もスムーズであるため、財産管理部門の統合については、見送ることとした。 平成22年度目標達成												
	平成23年度													
	平成24年度	今後は、組織マネジメントの中で、広義での財産管理部門(庁舎管理等を含む)の統合を検討する。												

平成22年度目標達成

重点項目	3 事務事業の再編・整理				No.		16							
取組項目名	各種団体事務局のあり方検討				担当課		関係課							
現状と課題	職員が任意団体等の事務局となり支援している団体があり、どうしても行政に頼りがちになるため、各種団体の自立を促す必要があります。													
取組内容	各種団体に事務局を移行するとともに、自主運営ができるまでの支援をしていきます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	方針決定時期	—	各種団体事務局への行政関与の方向性を決定する				平成24年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	該当団体の状況調査(22年度修正)													
②	各種団体事務局への行政関与の方向性の決定(22年度修正)													
③														
④														
⑤														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	引き続き、平成18年1月の調査に基づき、事務局の自主運営又は他団体等への移行可能なものについては移行を推進し、あるいは廃止等を検討した。 なお、10月より、防府市民生委員・児童委員協議会事務局の事務の一部を防府市社会福祉協議会へ移行した。												
	平成21年度	引き続き、平成18年1月の調査に基づき、事務局の自主運営又は他団体等への移行可能なものについては移行を推進し、あるいは廃止等を検討した。												
	平成22年度	平成21年5月の調査に基づき、事務局の自主運営又は他団体等への移行可能なものについては移行を推進し、あるいは廃止等を検討した。												
	平成23年度	平成22年7月の調査に基づき、事務局の自主運営又は他団体等への移行可能なものについては移行を推進し、あるいは廃止等を検討した。												
	平成24年度	市職員が任意団体等の事務局となり支援している団体は、37団体(平成17年度時点)であったが、平成24年度には、団体そのものの廃止等で33団体に減少し、そのうち、4団体は事務局業務の部分移管をしており一定の成果はあったが、市として各種団体事務局への行政関与の方向性を決定することは困難な状況となった。 今後は、各種団体の設置目的等を勘案しながら、市職員が団体の事務局業務を継続して担っていくことが必要かつ適正であるのかという視点で、市として各種団体事務局への行政関与の方向性を出すように努める。												

重点項目	3 事務事業の再編・整理				No.	17					
取組項目名	葬儀所業務存廃の検討(23年度追加) 【第4次諮問項目】				担当課	クリーンセンター					
現状と課題	市の葬儀所では、市が所有する祭壇の貸出、霊きゅう自動車による遺体搬送や遺族送迎のほか棺等の装具販売をしております。 火葬件数は、平成16年度 1,158件から平成22年度 1,312件となり 13.3%の増となっていますが、市の祭壇使用件数は、平成16年度 172件から平成22年度 73件となり 57.6%減少しており、この結果、火葬件数に対する市の祭壇使用件数の割合は 14.6%から 5.6%へと減少しております。また、市の霊きゅう自動車使用件数も、平成16年度 177件から平成22年度 55件となり 68.9%減少しており、火葬件数に対する市の霊きゅう自動車使用件数の割合も 15.3%から 4.2%へと減少しております。 平成13年の行政改革委員会の答申後、10年を経過し、民間葬儀業者及び葬儀場の増加、住宅事情や葬儀に対する考え方の多様化等、葬儀を取り巻く環境は変化している中で、市が業務を継続する意義も希薄になっています。 現在、3人の職員(兼務)が葬儀所業務に従事しており、この人件費に加えて、老朽化した霊きゅう自動車の更新となれば、さらなる公費支出が必要となります。										
取組内容	社会情勢を踏まえ、官民の役割分担を見直した上で、葬儀所業務の効率的で効果的な事業実施の観点から、葬儀所業務の存廃について検討し、方針を決定します。										
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度				
	方針決定時期	—	葬儀所業務の存廃の方針を決定する				平成23年度				
実施計画(実施項目)					工程表						
					20年度 4月 10月		21年度 4月 10月		22年度 4月 10月		23年度 4月 10月
①	葬儀所業務の存廃の方針を決定する										
②											
効果額	(目標)	(単位:千円)	累計								
	(実績)	(単位:千円)	累計								
実施状況	平成20年度										
	平成21年度										
	平成22年度										
	平成23年度	8月30日に開催された第8回防府市行政改革委員会において、『「葬儀所業務存廃の検討」について』の諮問書を提出した。 防府市行政改革委員会(以下「委員会」という。)において鋭意審議検討を重ねられ、11月29日に開催された第12回防府市行政改革委員会において、市長へ同諮問項目について「市の葬儀所業務については、速やかな廃止が妥当である」と考える。」旨の答申がなされた。 委員会の答申を受け、12月20日に開催した第9回防府市行政改革推進会議において、答申どおりに実施するという方針に決定し、平成24年1月4日付けで全庁へ通知した。併せて、防府市議会へお知らせした。 なお、3月議会に関係条例改正議案を提出したが、継続審議となった。									
	平成24年度	3月議会に提出した関係条例改正議案が継続審議となり、その後、平成24年6月議会において、議員からの修正議案が可決され、葬儀所業務の縮小(一部廃止)に留まった。(職員数は3人から1人に減少) ・ 霊柩車搬送業務は、廃止(平成25年3月31日まで継続) ・ 祭壇の貸し出しは、特1号及び特2号の貸し出しを廃止(ただし、特1号は斎場式場に常設し、式場利用者に無料で貸出す。) ・ 葬具販売は、継続する。 今後は、継続する葬儀所業務の利用状況を勘案しながら、全面廃止に向けて努力する。									

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化					No.	18							
取組項目名	ごみ収集業務の民間活力の活用 【第3次諮問項目】					担当課	クリーンセンター							
現状と課題	従来から実施していた不燃ごみ収集業務の民間委託に加え、平成19年度より可燃ごみの収集業務の一部も民間へ委託しています。													
取組内容	平成26年4月竣工予定の新施設が稼動するまで、各年度中の退職者の状況を見ながら可燃ごみの収集業務を、民間へ委託します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	策定時期	—	民間委託に向けた計画(計画期間:平成21年度から平成25年度)を策定する					平成20年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	可燃ごみ収集業務の一部民間委託の実施													
②	民間委託に向けた計画策定													
③	計画に基づく可燃ごみ収集業務委託の実施													
④														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計	180,612	20,660	35,845	41,344	34,483	48,280					
	(実績)	(単位:千円)	累計	320,510	31,012	56,253	58,457	83,382	91,406					
実施状況	平成20年度	平成16年度から実施している、不燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)の民間委託を継続実施した。また、平成19年度より実施している、可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)の一部民間委託も継続実施した。 クリーンセンター収集関係職員の退職状況等勘案しながら、民間委託に向けた計画を策定した。 平成20年度目標達成												
	平成21年度	引き続き、2車分の不燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)を民間委託(契約期間:平成21年度から平成25年度)し、可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)の一部民間委託とあわせて、3車分を民間委託している。												
	平成22年度	引き続き、2車分の不燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)と1車分の可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)を民間委託しており、加えて、新たに1車分の可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)を民間委託し、あわせて4車分となった。												
	平成23年度	引き続き、2車分の不燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)と2車分の可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)、あわせて4車分を民間委託した。												
	平成24年度	引き続き、2車分の不燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)と2車分の可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)を民間委託しており、加えて、新たに1車分の可燃ごみ収集業務(資源ごみ一部含む)を民間委託し、あわせて5車分となった。 今後は、クリーンセンター職員の退職状況や平成26年度に供用開始する焼却・破砕処理施設に係る業務や新たな資源ごみの分別収集業務を勘案した可燃・資源ごみ収集体制の見直しを踏まえ、可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)の民間委託を推進する。 なお、当面の目標としている職員比率50%程度(可燃ごみ収集車8車体制)を実現するための、民間委託の年次計画を作成する。												

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化					No.	19							
取組項目名	焼却・破砕処理業務の民間活力の活用					担当課	クリーンセンター							
					【第3次諮問項目】									
現状と課題	クリーンセンター整備・運営事業については、平成19年度からPFI手法による事業を進めており、平成26年度の施設供用開始の後、平成45年度まで民間事業者による20年間の施設運営事業となります。													
取組内容	公設公営方式と比較したPFI方式(DBO)による事業を進めます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	—	—	平成26年度供用開始に向けた、適正な事業管理に努める					毎年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	生活環境影響調査等の実施(21年度修正)				→									
②	用地擁壁改修設計等の実施				→									
③	クリーンセンター場内整備関連工事の施工						→							
④	クリーンセンター整備・運営事業に関する建設工事の施工(21年度修正)								→				→	
⑤	新たな分別収集(その他プラ、その他紙、飲料用パック)の開始に向けての周知(21年度修正)												→	
⑥	(平成26年度から供用開始予定)													
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)		(単位：千円)	累計										
	(実績)		(単位：千円)	累計										
実施状況	平成20年度	用地擁壁改修設計業務を実施した。しかしながら、事業者の募集を10月に中止したことにより、新施設を設置した場合の環境に対する影響分析等の調査業務である生活環境影響調査及び契約交渉業務等であるPFIアドバイザー業務については、実施できなかった。												
	平成21年度	クリーンセンター整備・運営事業の民間事業者の募集手続きの再開に伴い、生活環境影響調査及びPFIアドバイザー業務を実施した。また、用地擁壁改修工事及び市道横入川新築地線の付け替え工事に着手した。 クリーンセンター整備・運営事業の優先交渉者を決定(2月12日)し、基本契約を締結(3月19日)後、建設工事請負仮契約を締結(3月31日)した。												
	平成22年度	引き続き、クリーンセンター場内整備工事として、用地擁壁改修工事及び市道横入川新築地線の付け替え工事を施工し、完成した。 クリーンセンター整備・運営事業に関する建設工事として、実施設計等に着手した。												
	平成23年度	クリーンセンター右折進入路整備工事として、右折進入路の整備工事(施工延長、L=239.2m)を施工し、完成した(平成23年11月)。 クリーンセンター整備・運営事業に関する建設工事として、可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設の建設工事に着手した(可燃ごみ処理施設：平成23年9月着工、リサイクル施設：平成24年3月着工)。												
	平成24年度	引き続き、クリーンセンター整備・運営事業に関する建設工事として、可燃ごみ処理施設(躯体、プラント)、リサイクル施設(基礎、躯体)及び付帯施設(小型動物焼却炉、ごみ収集車両車庫)の建設工事を施工した。 平成25年7月にはプラント工事が終了予定であるため、8月から試運転をし、平成26年4月1日、新施設の供用開始を目指している。												

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化				No.	20								
取組項目名	学校給食業務の民間活力の活用				担当課	学校教育課								
	【第3次諮問項目】													
現状と課題	小学校給食の調理業務等については、給食調理員の退職者は不補充とし、給食調理員数の状況に合わせ、学校栄養職員が配置されている学校から自校方式での給食調理等一部業務の委託を平成20年9月から開始しています。 しかし、全小学校を自校方式で給食調理等一部業務委託をするためには、現在の学校栄養職員数では学校栄養職員が不足することが課題となります。													
取組内容	今後の小学校給食実施の基本方針を検討し、学校栄養職員数、給食調理員数の状況を勘案しながら、小学校給食調理等一部業務委託を進めます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	給食調理員数を勘案しながら、給食調理等一部業務委託を実施				平成24年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	学校栄養職員が配置されている8校の学校給食業務の一部業務委託の実施(順次)					2校		2校	2校	2校				
②	小学校給食の実施方法の検討(22年度修正)													
③	給食調理員数を勘案しながら、給食調理等一部業務委託を実施(22年度修正)												1校	
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計	123,056	3,597	12,237	24,037	41,207	41,978					
	(実績)	(単位:千円)	累計	166,586	6,049	21,977	31,126	52,903	54,531					
実施状況	平成20年度	小学校給食の調理業務等については、給食調理員の退職者は不補充とし、学校栄養職員が配置されている学校から自校方式での給食調理等一部業務委託を平成20年9月から2校(中関小、華城小)で実施した。 ・退職者不補充により給食調理員の3人減 ・一部業務委託(9月から)により臨時職員の4人減及びパート職員の2人減												
	平成21年度	平成21年4月から、新たに2校(松崎小、新田小)で、給食調理業務等の一部業務委託を実施した。 ・退職者不補充により給食調理員の4人減 ・一部業務委託(4月から)により臨時職員の6人減及びパート職員の5人減												
	平成22年度	平成22年4月から、新たに2校(牟礼小、佐波小)で、給食調理業務等の一部業務委託を実施した。 ・退職者不補充により給食調理員の3人減 ・一部業務委託(4月から)により臨時職員の4人減 なお、小学校給食の調理業務等については、学校栄養職員が配置されている学校(8校)から順次業務委託を実施しており、平成23年度をもって8校全て業務委託した。今後の小学校給食の実施方法については、「防府市立小・中学校教育検討委員会」から提言を受け、平成24年度以降も3校(牟礼南小、玉祖小、右田小)の業務委託を順次実施しながら、小学校給食の自校調理方式を10年程度維持し、この間に、今後の計画について検討していくこととした。												
	平成23年度	平成23年4月から、新たに2校(華浦小、小野小・中)で、給食調理業務等の一部業務委託を実施した。 ・退職者不補充により給食調理員の4人減 ・一部業務委託(4月から)により臨時職員の2人減及びパート職員の3人減 ・次年度業務委託(牟礼南小)のため(1月から)臨時栄養士の1人増												
	平成24年度	平成24年4月から、新たに1校(牟礼南小)で、給食調理業務等の一部業務委託を実施した。 ・退職者不補充により給食調理員の1人減 ・一部業務委託(4月から)により臨時職員の2人減及びパート職員の2人減 ・次年度業務委託(玉祖小)のため(1月から)臨時栄養士の1人増 平成24年度目標達成 今後の小学校給食の実施方法については、平成22年度に「防府市立小・中学校教育検討委員会」から受けた提言を踏まえ、給食調理員数の状況を勘案し、当面は小学校給食の自校調理方式を維持しながら具体的な計画を策定する。												

重点項目		4 事務事業の外部委託・民営化				No.		21							
取組項目名		学校用務業務の民間の活用 【第3次諮問項目】				担当課		教育総務課							
現状と課題		平成20年4月現在、学校用務員について、小学校11校、中学校7校のシルバー人材センターへの委託を行っています。													
取組内容		平成30年度までに、学校用務員が配置されている26校すべてについて、民間委託を目指します。													
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義						目標年度					
		小中学校数	22校	平成24年度までに、学校用務員の民間委託を実施する						平成24年度					
実施計画(実施項目)					工程表										
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
①	民間委託の実施(順次)(22年度修正)				18校		19校		20校		21校		22校		
②															
③															
④															
⑤															
⑥															
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)	(単位:千円)	累計	66,588			6,321		13,176		20,035		27,056	
		(実績)	(単位:千円)	累計	84,725			11,713		18,201		23,908		30,903	
実施状況	平成20年度	昨年度に引き続き、18校(小学校11校、中学校7校)について、シルバー人材センターへ業務を委託した。													
	平成21年度	学校用務業務について、新たに小学校1校(松崎小)を委託し、計19校(小学校12校、中学校7校)をシルバー人材センターへ委託した。													
	平成22年度	学校用務業務について、新たに中学校1校(佐波中)を委託し、計20校(小学校12校、中学校8校)をシルバー人材センターへ委託した。													
	平成23年度	学校用務業務について、新たに小学校1校(中関小)を委託し、計21校(小学校13校、中学校8校)をシルバー人材センターへ委託した。													
	平成24年度	学校用務業務について、新たに小学校2校(華城小、小野小)を委託し、計23校(小学校15校、中学校8校)をシルバー人材センターへ委託した。 今後も、学校用務業務については計画どおり順次民間委託する。													
平成24年度目標達成															

平成24年度目標達成

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化				No.	22								
取組項目名	市立保育所の民間活力の活用				担当課	子育て支援課								
		【第3次諮問項目】												
現状と課題	市立保育所の民間移管にあたっては、民間移管に対する保護者の不安解消と児童への影響を最小限にすることが課題です。 そのため、現在、取り組んでいる三田尻及び西須賀保育所の民間移管において、保護者の不安を解消するために、保護者、受託法人、市による三者協議や保護者説明会を開催しており、また、児童への影響を最小限にするために、受託法人と市による合同保育を実施しています。													
取組内容	今後、市立保育所(5園)の全ての民間移管を目指します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	方針決定時期	—	3園(富海、宮市、江泊保育所)の移管の方針を決定する				平成23年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	三田尻、西須賀保育所における合同保育の実施				→									
②	三田尻、西須賀保育所における三者協議会の実施				→									
③	三田尻、西須賀保育所の移管						→							
④	三田尻、西須賀保育所の移管後の検証						→							
⑤	3園(富海、宮市、江泊保育所)の移管について協議、方針決定							→						
⑥	保育協会と移管に向けた協議を実施(24年度追加)											→		
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計	300,502			74,079	77,283	71,321	77,819				
実施状況	平成20年度	市立の三田尻保育所、西須賀保育所の民間移管(平成21年4月)に向けて取り組んだ。 ・4月～3月 受託法人との合同保育、三者協議会、保護者説明会の実施 ・9月～3月 施設改修工事 ・2月 保育所廃止、設置申請手続き ・12月～ 財産処分手続き(防衛省、厚生労働省、山口県) ・3月31日 市立2保育所の廃止												
	平成21年度	市立三田尻保育所及び西須賀保育所を民間移管した。 ・4月 社会福祉法人恵日会三田尻保育所、社会福祉法人華陽会西須賀保育所が運営開始 ・7月・11月 各保育所施設長ヒアリングの実施(園児、保護者、職員及び運営状況等について) ・10月 保育協会と今後の民間移管について協議 ・2月 三田尻、西須賀保育所保護者アンケートの実施 ・3月 民間移管後の検証報告(効果額等除く) なお、両保育所の民間移管に伴い、正職員13名の減、臨時職員等35名の減となった。												
	平成22年度	防府市議会教育民生委員会において、市立三田尻保育所及び西須賀保育所の民間移管の検証結果を報告した。 残りの市立保育所(宮市、江泊、富海保育所)の民間移管について、検証資料の作成及び協議を行った。												
	平成23年度	防府市行政改革推進会議において、保育を取り巻く環境の変化に伴い、保育所の役割や課題、民間移管の問題点等について整理し、今後の方針について再検討を行った。 その結果、平成13年度当初からの民間移管の方針はそのままとし、国の保育制度の動向を見ながら、平成24年度から3年間で民間移管に向けた基本スケジュールを決定することとした。												
	平成24年度	民間移管に向けた協議を保育協会と行うとともに、民間保育所に対して、民間移管に関するアンケートを実施した。 平成27年度から本格的に施行予定の子ども・子育て支援新制度の動向に注視しつつ、公立保育所の取り巻く状況の把握に努めた。 3園(富海、宮市、江泊保育所)の民間移管については、今後、施設や職員数などの現状と今後の推移を確認するとともに、設立経緯や保育所の運営状況など個別の案件について問題を精査し、さまざまな方策を検討する。												

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化					No.	23							
取組項目名	水道事業の経営改善 (業務委託の推進) 【第3次諮問項目】					担当課	上下水道局							
現状と課題	常時、給水義務が水道法で定められているため、技術・事務各1人の2人体制(OB職員含む。)で平日の夜間、休日については終日、交代制による当直業務を行っていますが、労働条件の悪化や日常の職員数の恒常的不足により、日常業務や窓口業務等に支障をきたしています。全国的にもこのような体制を敷いているところはなく、改善を図るためには、早急に業務委託を行う必要があります。													
取組内容	当直業務の民間委託を推進するとともに、当直業務以外の料金関連業務や配水関連業務など委託可能な業務についても積極的に業務委託を推進します。なお、業務委託に当たっては、市民サービスが低下しないように配慮します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	方針決定時期	—	委託可能な業務の民間委託化の方針を決定する					平成24年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	当直業務の委託を実施													
②	料金関連業務の委託化の方針決定(21、22年度修正)													
③	配水関連業務の委託化の方針決定(21、22年度修正)													
④														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計	▲180,398 (163,206)	▲22,680 (15,284)	▲22,680 (37,612)	▲22,680 (45,671)	▲56,179 (12,172)	▲56,179 (52,467)					
	(実績)	(単位:千円)	累計	▲100,304 (333,220)	▲19,938 (23,599)	▲19,938 (48,944)	▲19,938 (67,700)	▲20,245 (85,470)	▲20,245 (107,507)					
実施状況	平成20年度	当直業務の民間委託を実施した。												
	平成21年度	上下水道事業の統合にあわせた組織機構の見直しによる組織の簡素化、事務の効率化を図るなど可能な限りの経費削減を行ったうえで、費用対効果、市民サービスの向上などを検証していくこととしたため、料金関連業務の委託化については、平成23年度以降に延期した。												
	平成22年度	料金関連業務の委託化については、下水道との統合を平成23年度に控えることから、下水道の業務内容を含めた仕様内容により見積を取り、費用対効果等を検証した。その結果、各社の業務見積額の差が大きく、継続的な業務遂行に不安があることや、上下水道統合による効率化した組織体制のもとで業務内容を整理し、委託する業務範囲等を検証する方が効果的であることなどから、平成23年度以降に、再度、実務検証等を行うこととした。												
	平成23年度	料金関連業務については、平成25年4月からの委託を目指すこととした。また、組織統合後の料金関連業務体制の中で、業務内容を分析し、委託が可能な業務を検討した。なお、業務委託の具体的な内容等については、費用対効果を含めたさらなる検証を行う必要があるため、次年度に方針決定することとした。併せて、配水関連業務の委託化については、次年度に方針決定することとした。												
	平成24年度	料金関連業務の委託化については、組織統合後の業務内容や費用対効果等を検討した結果、料金関連業務全体の委託では効果が見込めなかったため、料金関係業務と検針関係業務に区分し、再度検討した。その結果、効果が見込める検針関連業務についてのみ、平成25年度から民間委託することにした。 配水関連業務については、水質や配水等の状況管理業務であり、水道事業において安全、安心で安定した給水を確保していく上で、最も重要な業務である。この安全、安心な給水を確保し、市民に安心して利用してもらうため、配水関連業務については直営とすることにした。 料金関連業務(検針関連業務を除く。)などで、委託可能な業務については、積極的に業務委託を推進する。												
平成24年度目標達成														

※ 効果額欄の()内は、水道事業の経営改善(No.1、2、23)の効果額

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化					No.	24							
取組項目名	図書館運営業務の民間活力の活用					担当課	図書館							
現状と課題	図書館運営業務のあり方を見直している中で、窓口業務については、平成20年度より民間に委託しています。 図書館サービスに求められる専門性・蓄積性・継続性が保持できるような体制の確立が課題となります。													
取組内容	窓口業務の民間委託(3年間)の業務評価などを参考に、民間委託の継続、拡充又は指定管理者制度の導入など、今後の図書館運営の方向性を決定します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	実施時期	—	民間委託を検証し、平成27年4月以降の図書館運営について検討する					平成24年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	窓口業務等の民間委託の実施													
②	民間に委託した業務の評価													
③	先進地事例の調査・研究(21年度修正)													
④	民間委託の継続・拡充又は指定管理者制度の導入など、今後の図書館運営の方向性の決定													
⑤	民間委託の継続・拡充の準備													
⑥	民間委託の継続・拡充													
⑦	民間委託を検証し、平成27年4月以降の図書館運営について検討													
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計	32,570	5,222	7,710	19,638							
	(実績)	(単位：千円)	累計	85,464	10,083	13,410	19,531	21,577	20,863					
実施状況	平成20年度	7月から窓口業務等の民間委託を実施した(平成23年6月まで)。 ＜実施効果＞ 管理系の廃止(正職員3人の減、嘱託職員・パート職員の雇用廃止)												
	平成21年度	平成23年7月から平成27年3月まで、引き続き、窓口業務等の民間委託を実施することとし、将来、指定管理者制度の導入を視野に入れて、業務委託の内容等については、拡充を検討することとした。 窓口業務及びレファレンス業務の充実と専門知識を有する者の育成・確保を図るための研修を行った。 ＜実施効果＞ 前年と比較して正職員1人の減												
	平成22年度	窓口業務等委託の具体的内容について、拡充・廃止の項目を最終検討し、民間委託に向けての仕様書(案)を作成した。 ＜実施効果＞ 前年と比較して正職員1人の減												
	平成23年度	引き続き、窓口業務等の民間委託を実施した。なお、雇用条件を充実(司書有資格者50%以上、その他の者は2年以上の図書館勤務経験者)するなど、業務内容等については拡充を図った。 ＜主な拡充内容＞ ①移動図書館車の運行 ②児童専用カウンターの常設 ③資料相談カウンター(レファレンス・複写業務を含む)・寄贈資料整理業務・地域文庫・貸出文庫貸出業務 ④職員の採用要件(司書有資格者又は2年以上の経験者の採用) ⑤電子ファイリング入力 ⑥定期的研修の義務付けほか												
	平成24年度	現行の窓口業務等の民間委託を検証し、平成25年度中に平成27年4月以降の図書館の運営方法について決定することとした。 今後は、本市の図書館サービスに求められる専門性・蓄積性・継続性が保持できるような体制の確立を勘案して、民間委託等を実施する。												

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化				No.	25								
取組項目名	市営住宅修理業務の民間活力の活用				担当課	建築課								
現状と課題	市営住宅の大半は昭和40年～50年代に建設され老朽化が著しく、修理・修繕等の件数も年々増加傾向にあります。その内容も、軽微にできるもの、専門業者を必要とするもの、多業種にわたるものなど内容が多岐にわたっています。													
取組内容	修繕のうち、一般修繕(建築・電気・機械)及び雨漏り修繕は、3か年平均で、年間約620件あります。当面、これらの業務を総合管理業務として民間委託の方向で検討します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	方針決定時期	—	指定管理者制度導入についての方針を決定する				平成23年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	受託機関の調査の実施				→									
②	委託業務内容の検討						→							
③	指定管理者制度導入の検討及び方針決定(22年度修正)								→					
④														
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累 計											
	(実績)	(単位：千円)	累 計											
実施状況	平成20年度	現在、休日及び平日夜間の給排水施設管理業務の受託業者において、一般修繕(建築、電気)関係の受付・発注業務の受託は、可能との結果を得た。												
	平成21年度	小規模修繕業務を民間委託の方向で検討する中で、発注する際の業者選定、修理費用についての公費負担と入居者負担の判断、また修理が完了した時には市職員の検査が必要等の課題が多くある。このため、費用対効果や業務の効率化を図る上からも、建物保全全般に係る業務、家賃徴収も可能な指定管理者制度の導入を視野に入れ、再検討することとした。												
	平成22年度	引き続き、費用対効果や業務の効率化を図る上から、指定管理者制度の導入を検討した。また、住宅管理システムの導入に向けての準備作業をした。 ①紙ベースのデータチェック(入居管理カード、滞納カード等) ②システム入力に向けた変換データの作成												
	平成23年度	指定管理者制度の導入を検討する中で、費用対効果や業務の効率化を図るうえからも市営住宅管理システムの導入を予定していたが、全庁各システムのサーバー化に伴い、市営住宅管理システム導入が平成26年度に延期された。 したがって、市営住宅管理システムのセキュリティやデータの送受方法など、その内容を精査のうえ、指定管理者制度導入の可否を決める必要があることから、指定管理者制度導入に向けての方針決定は、平成25年度にすることとした。												
	平成24年度	指定管理者制度導入に向けての方針決定は、平成27年度から稼動することになる市営住宅管理システムの導入状況を確認しながら進めていく必要があるため、平成26年度までにすることとした。												

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化					No.	26							
取組項目名	公園管理業務・緑化事業のあり方検討					担当課	都市計画課							
現状と課題	公園管理業務と緑化事業については、ほとんどが防府市公営施設管理公社花木センター職員により行われてきました。しかしながら、当該センター職員の退職者不補充という状況により、業務の見直しを進める必要があります。													
取組内容	市が行うべき業務を整理し、民間委託を視野に入れた業務の見直しを行います。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	実施時期	—	向島運動公園、桑山公園及び天神山公園管理業務を民間委託する					平成24年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	公園管理業務、緑化事業の見直し及び年次計画の作成				→									
②	花苗育成、配布事業継続のための見直し						→							
③	街区公園、開発広場管理業務の順次民間委託						→							
④	向島運動公園、桑山公園、天神山公園管理業務の民間委託(22、23年度修正)								→					
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計	▲72,434	▲5,152	▲8,817	▲10,908	▲14,166	▲33,391					
実施状況	平成20年度	公営施設管理公社の人員削減に伴い、下記事業について見直し及び年次計画を作成した。 ①緑地の維持管理について、公社委託からシルバー人材センター及び業者委託への切り替えを行った。 ②公共施設の樹木剪定については、各課対応とした。 ※ 公社職員(常勤)のうち、公園等管理業務担当職員の5人減(都市計画課所管)												
	平成21年度	公営施設管理公社の人員削減に伴い、下記事業について見直しを行った。 ①花木センター東園場の売却方針に基づき、東園場の樹木の維持管理を廃止した。 ②街区公園の維持管理業務を民間委託とした。 ※ 公社職員(常勤)のうち公園等管理業務担当職員は、前年と比較して4人減(都市計画課所管)												
	平成22年度	公営施設管理公社の人員削減に伴い、下記事業について見直しを行った。 ①駅南緑地の維持管理業務を民間委託とした。 ②花・苗の無料配布は、平成23山口国体終了まで直営による継続となった。 ③花木センター東園場の売却見込みが延期となったので、東園場の維持管理(草刈)が追加となった。 ※ 公社職員(常勤)のうち公園等管理業務担当職員は、前年と同数(都市計画課所管)												
	平成23年度	公営施設管理公社の人員削減に伴い、下記事業について見直しを行った。 ①向島運動公園の維持管理業務を民間委託とした。 ②花・苗の無料配布は、しばらく直営による継続となった。 ※ 公社職員(常勤)のうち公園等管理業務担当職員は、前年と比較して2人減(都市計画課所管)												
	平成24年度	公営施設管理公社の人員削減に伴い、下記事業について見直しを行った。 ・桑山公園の維持管理業務を民間委託とした。 ※ 公社職員(常勤)のうち公園等管理業務担当職員は、前年と比較して1人減(都市計画課所管) 平成24年度末の公営施設管理公社の廃止により、公園管理業務は民間委託することとした。 ※ 平成25年度から天神山公園の維持管理業務を民間委託する。												
平成24年度目標達成														

重点項目		5 外郭団体の見直し				No.		27-1							
取組項目名		公益法人制度改革への取組み (財団法人防府スポーツセンター)				担当課		スポーツ振興課							
現状と課題		新たな公益法人制度では、施行日(平成20年12月1日)から5年間を移行期間とし、現行の公益法人は、この移行期間内に公益認定を受けて新たな公益法人になるか、あるいは認可を受けて一般社団法人、財団法人へと移行することになりますが、移行しなければ、解散したものと見なされます。 現在、市が関与する公益法人は6団体あり、今後所管課は、移行期間内で合併や存廃も含め方向性を示す必要があります。													
取組内容		この制度の対象となる6団体について、5年以内に新たな法人体制への移行を検討していきます。													
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義						目標年度					
		実施時期	—	新たな法人体制等への方針を決定する						平成24年度					
実施計画(実施項目)					工程表										
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
					4月 10月		4月 10月		4月 10月		4月 10月		4月 10月		
①	現在の法人体制の見直し				➡										
②	移行方針の検討・決定(21年度修正)						➡								
③	移行等準備(21、22、24年度修正)								➡						
④	移行方針の検討・決定(24年度追加)												➡		
⑤															
⑥															
⑦															
効果額 (平成19年度に対する)		(目標) (単位：千円)		累計											
		(実績) (単位：千円)		累計											
実施状況	平成20年度	(仮称)防府市新体育館管理運営委員会において、新体育館の管理運営体制を検討・協議する中で、指定管理者としての位置付けや財団のあり方について検討した。 平成21年度の陸上競技場及び武道館の指定管理受託のため組織体制を整えるよう指示した。 財団法人防府スポーツセンターとしての経営の合理化、サービスの向上に努めるよう指導した。													
	平成21年度	理事会(12月24日開催)において、新公益法人への移行に向けて準備を進めていくことと決定した。													
	平成22年度	新公益法人への移行に向けての4つの基本方針(移行先法人、申請時期、定款変更回数、最初の役員選任方針)を作成した。													
	平成23年度	新公益法人への移行を進める中で、公益認定法の基準を満たすことができないことが判明し、移行申請が困難な状況となった。 したがって、一般財団法人への移行等の検討を始めることとした。													
	平成24年度	一般財団法人への移行についても困難であることから、平成25年3月31日をもって解散することとし、残余財産については、出資者である防府市に寄附を行うこととした。													
														平成24年度目標達成	

平成24年度目標達成

重点項目	5 外郭団体の見直し				No.	27-2						
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市住宅協会)				担当課	建築課						
現状と課題	新たな公益法人制度では、施行日(平成20年12月1日)から5年間を移行期間とし、現行の公益法人は、この移行期間内に公益認定を受けて新たな公益法人になるか、あるいは認可を受けて一般社団法人、財団法人へと移行することになりますが、移行しなければ、解散したものと見なされます。 現在、市が関与する公益法人は6団体あり、今後所管課は、移行期間内で合併や存廃も含め、方向性を示す必要があります。											
取組内容	この制度の対象となる6団体について、5年以内に新たな法人体制への移行を検討していきます。											
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度					
	方針決定時期	—	新たな法人体制等への方針を決定する				平成23年度					
実施計画(実施項目)					工程表							
					20年度 4月 10月		21年度 4月 10月		22年度 4月 10月		23年度 4月 10月	
①	現在の法人体制の見直し				→							
②	移行方針の検討・決定						→					
③	移行等準備										→	
④	(平成25年度から新たな法人体制等へ移行予定)											
⑤												
⑥												
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計									
	(実績)	(単位：千円)	累計									
実施状況	平成20年度	平成21年度予算については、平成16年10月に示された公益法人会計基準に基づいた予算とした。										
	平成21年度	公益法人会計基準に基づき、予算編成、決算処理を行うとともに、新たな法人体制に向けての法人税等の試算、また、解散も視野に入れ、今後の住宅維持管理について検証を行った。										
	平成22年度	理事会(3月18日開催)において、平成24年度末の解散に向け諸準備を進めていくとの報告をした。 なお、解散の承認については、平成23年度の理事会に諮ることとした。										
	平成23年度	理事会(3月22日開催)において、公益法人制度改革に伴う財団法人防府市住宅協会のあり方について協議した結果、公益法人への移行は困難との結論により、平成24年度末で解散することとなった。 このことから、住宅(アパート)4棟(96戸)は、新たに市条例を制定し、市で管理することとなった。 平成23年度目標達成										
	平成24年度	今後は、住宅(アパート)4棟(96戸)のうち、1棟(24戸)は解体、残り3棟(72戸)については、市に寄附する。 市では、新たに管理条例を制定し、維持管理をする。										

重点項目	5 外郭団体の見直し					No.	27-3							
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市公営施設管理公社)					担当課	職員課							
現状と課題	新たな公益法人制度では、施行日(平成20年12月1日)から5年間を移行期間とし、現行の公益法人は、この移行期間内に公益認定を受けて新たな公益法人になるか、あるいは認可を受けて一般社団法人、財団法人へと移行することになりますが、移行しなければ、解散したものと見なされます。 現在、市が関与する公益法人は6団体あり、今後所管課は、移行期間内で合併や存廃も含め方向性を示す必要があります。													
取組内容	この制度の対象となる6団体について、5年以内に新たな法人体制への移行を検討していきます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	方針決定時期	—	新たな法人体制等への方針を決定する					平成22年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	現在の法人体制の見直し				→									
②	移行方針の検討・決定						→							
③	移行等準備								→					
④	(平成25年度から新たな法人体制等へ移行予定)													
⑤														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計											
	(実績)	(単位:千円)	累計	229,967	21,052	40,294	48,889	54,868	64,864					
実施状況	平成20年度	文化福祉会館電話交換業務を廃止した(1人減)。 索道宿直保安業務の1人を正職員から臨時職員に切替えた(職員数に変動なし)。 公園等管理業務を一部民間業者委託に切替えた(5人減)。また、公園等管理業務事務局を公社事務局に移管した(職員数に変動なし)。												
	平成21年度	廃棄物計量業務の正職員1人を減員した。 索道保安業務を民間委託へ(2人減)、索道運転業務を市職員等に切り替えた(1人減)。 道路維持補修業務の2人を正職員から臨時職員に切り替えた(職員数に変動なし)。 公園等管理業務を業務縮小した(3人減)。												
	平成22年度	庁内清掃業務の1人を正職員から市直営の臨時職員に切り替えた(1人減)。 廃棄物計量業務の1人を正職員から臨時職員に切り替えた(職員数に変動なし)。 最終処分場管理業務の1人を正職員から市直営の再雇用職員に切り替えた(1人減)。 道路維持補修業務の3人を正職員から臨時職員に切り替えた(職員数に変動なし)。 公益法人制度改革による新公益法人への移行等を検討した結果、本公社については廃止する方向で決定した。 平成22年度目標達成												
	平成23年度	平成24年度末をもって解散することとし、解散に向けての手続を進めることとなった。 冷暖房空調業務の1人の正職員から市直営に切り替えた(1人減)。 廃棄物計量業務の臨時職員を1人増員した。 道路維持補修業務の1人を正職員から臨時職員に切り替えた(職員数に変動なし)。 公園等管理業務を業務縮小した(1人減)。												
	平成24年度	平成24年度末の解散に向けての手続を進めた。 道路維持補修業務、廃棄物計量業務の各1人を正職員から臨時職員に切り替えた(職員数に変動なし)。 公園等管理業務を業務縮小した(3人減)。												

重点項目	5 外郭団体の見直し				No.	27-4								
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市水道サービス公社) 【第3次諮問項目】				担当課	上下水道局								
現状と課題	新たな公益法人制度では、施行日(平成20年12月1日)から5年間を移行期間とし、現行の公益法人は、この移行期間内に公益認定を受けて新たな公益法人になるか、あるいは認可を受けて一般社団法人、財団法人へと移行することになりますが、移行しなければ、解散したものと見なされます。 現在、市が関与する公益法人は6団体あり、今後所管課は、移行期間内で合併や存廃も含め、方向性を示す必要があります。													
取組内容	この制度の対象となる6団体について、5年以内に新たな法人体制への移行を検討していきます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	一般財団法人への移行認可申請をする				平成24年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	現在の法人体制の見直し				→									
②	移行方針の検討・決定				→									
③	移行等準備(24年度修正)								→					
④	(平成25年度から新たな法人体制等へ移行予定)(24年度追加)													
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	新公益法人になるための公益目的事業比率1/2をクリアできないことから、一般財団法人への移行を目指して、寄付行為の整備・評議員会の設置・機構改革・業務の整理統合並びに会計の一元化を実施した。												
	平成21年度	一般財団法人として自立・自己責任経営できるように、組織機構の再編成し、プロパー職員を管理職養成プログラムにより、経営管理職に人材育成するとともに、全職員に原価意識と経営感覚を植え付け、組織力を強化した。 さらには、経営責任を自覚させるため、理事長以下全理事及び管理職にプロパー職員を登用し、経営コンサルタントによる経営管理者の育成教育を行った。 同時に、水道局からの委託事業を22%削減し、自立・自己責任経営に向けて経営効率化を図った。												
	平成22年度	資金管理から現場管理まで全ての個別業務について、具体的に経営コンサルタントの指導を仰ぎ、経営効率化を図った。												
	平成23年度	経費削減を図るための一環として、平成23年度は退職者不補充とし、前年度に比べて2人減の16人で業務を行うことにより経営の効率化に努めた。												
	平成24年度	一般財団法人移行に備えて更なる経営の効率化を図るため、職員数を平成23年度比4人減の12人で業務を行った。 平成25年度から一般財団法人防府水道センターとしてスタートするための移行認可申請を行った。												
平成24年度目標達成														

重点項目	5 外郭団体の見直し				No.	27-5						
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市文化振興財団)				担当課	生涯学習課						
現状と課題	新たな公益法人制度では、施行日(平成20年12月1日)から5年間を移行期間とし、現行の公益法人は、この移行期間内に公益認定を受けて新たな公益法人になるか、あるいは認可を受けて一般社団法人、財団法人へと移行することになりますが、移行しなければ、解散したものと見なされます。 現在、市が関与する公益法人は6団体あり、今後所管課は、移行期間内で合併や存廃も含め方向性を示す必要があります。											
取組内容	この制度の対象となる6団体について、5年以内に新たな法人体制への移行を検討していきます。											
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度					
	実施時期	—	新たな法人体制等へ移行する				平成22年度					
実施計画(実施項目)					工程表							
					20年度 4月 10月		21年度 4月 10月		22年度 4月 10月		23年度 4月 10月	
①	現在の法人体制の見直し(21年度修正)				➡							
②	移行方針の検討・決定(21年度修正)				➡							
③	移行等準備(21年度修正)				➡							
④	新たな体制による運営開始(解散を含む)(21年度修正)						➡					
⑤												
⑥												
⑦												
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計									
	(実績)	(単位：千円)	累計									
実施状況	平成20年度	所管団体として文化振興財団があるが、財団としては、担当者を配置し公益法人化を検討した。										
	平成21年度	理事会(8月開催)において、新公益法人への移行に向けて準備を進めていくことと決定した。 公益財団法人移行のため定款の変更や内部規程の見直し等を行い、3月、公益認定申請書を山口県に提出した。										
	平成22年度	12月に開催された山口県公益認定等審議会において、当財団の諮問案件が審議され、答申がなされた。 理事会等において、公益財団法人への移行に伴う諸規程の制定、事務所の所在地の確認をした。 3月18日に、山口県より移行認定を受け、4月1日の移行を目指し最終準備に入った。										
	平成23年度	平成23年4月1日付けで、財団法人防府市文化振興財団の解散登記及び公益財団法人防府市文化振興財団の設立登記をし、公益財団法人防府市文化振興財団としてスタートした。										
	平成24年度	平成23年度目標達成										

重点項目		5 外郭団体の見直し				No.		27-6							
取組項目名		公益法人制度改革への取組み (社団法人防府市農業公社)				担当課		農業農村課							
現状と課題		新たな公益法人制度では、施行日(平成20年12月1日)から5年間を移行期間とし、現行の公益法人は、この移行期間内に公益認定を受けて新たな公益法人になるか、あるいは認可を受けて一般社団法人、財団法人へと移行することになりますが、移行しなければ、解散したものと見なされます。 現在、市が関与する公益法人は6団体あり、今後所管課は、移行期間内で合併や存廃も含め、方向性を示す必要があります。													
取組内容		この制度の対象となる6団体について、5年以内に新たな法人体制への移行を検討していきます。													
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義						目標年度					
		方針決定時期	—	新たな法人体制等への方針を決定する						平成24年度					
実施計画(実施項目)						工程表									
						20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
						4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①		現在の法人体制の見直し					→								
②		移行方針の検討・決定(23、24年度修正)						→							
③		移行等準備(23年度修正)											→		
④		(平成25年度から新たな法人体制等へ移行予定)													
⑤															
⑥															
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)		(単位：千円)	累計										
		(実績)		(単位：千円)	累計										
実施状況		平成20年度		公益法人制度改革に関する資料・情報を収集した(県への問合せ等を含む)。											
		平成21年度		公益法人等移行検討委員会を立ち上げ、移行についての具体的な検討を開始した(一般社団・解散のそれぞれの問題点等の抽出及び検討)。											
		平成22年度		防府市農業公社通常総会(平成22年5月開催)において、公益法人等移行検討委員会での移行についての検討結果の報告を受け、新公益法人への移行は行わないこととし、引き続き、解散又は一般社団への移行についての検討を行うこととなった。											
		平成23年度		解散又は一般社団への移行について、会員(防府市、防府とくち農業協同組合、防府酪農農業協同組合)間で協議を行ったが、調整が出来なかったため、防府市農業公社理事会(平成24年3月開催)において、再度、移行について、可能と思われる方法を再検討することとなった。											
		平成24年度		公益法人化について主務官庁である県学事文書課と協議を進めた結果、事業内容が公益法人の要件を満たしていると認められ、公益認定の申請をすることについて了承を得ることができたため、防府市農業公社理事会(平成25年3月開催)において、公益法人への移行のための申請を行うことについて報告した。(平成25年5月開催の防府市農業公社通常総会で了承を得る。)											

重点項目	5 外郭団体の見直し				No.	28						
取組項目名	外郭団体のあり方検討				担当課	関係課						
現状と課題	【環境衛生推進協議会のあり方検討】～生活安全課～ 平成14年度から組織の見直しを行い人件費の削減を行っており、引き続き事務内容等を見直し経費の削減を図るとともに、プロパー職員の退職時に臨時職員に切り替えています。 【安全会議のあり方検討】～生活安全課～ 安全会議(交通安全、産業安全、火災予防、水難予防の各対策協議会)は、プロパー職員2名と嘱託職員1名の計3名体制で、主に、交通安全教育の推進を行っており、市からの補助金で運営されています。 【防府市観光協会組織の充実】～観光振興課～ これまでは協会会員の増と会員の利用促進及び経費の節減の指導を主な目標としていましたが、今後は、資金及び運営面での自立を促し、新規事業への取り組みが可能な体制づくりが求められています。											
取組内容	【環境衛生推進協議会のあり方検討】 本来、市が行う業務を肩代わりしているため、関係課(クリーンセンター)と協議し、見直します。 【安全会議のあり方検討】 平成20年度中には、市の交通安全対策の方向性を決定します。 【防府市観光協会組織の充実】 組織強化と業務運営の拡充・見直しを図りながら、平成21年度中の法人化を目指して、協会との協議を進めます。											
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度					
	方針決定時期 【生活安全課】 実施時期 【観光振興課】	—	業務の見直しと職員補充等の方向性を決定する 【生活安全課】 平成21年度中に法人化をする【観光振興課】				平成20年度 【生活安全課】 平成21年度 【観光振興課】					
実施計画(実施項目)					工程表							
					20年度 4月 10月		21年度 4月 10月		22年度 4月 10月		23年度 4月 10月	
①	環境衛生推進協議会の業務の見直し【生活安全課】				→							
②	安全会議の業務の見直し【生活安全課】				→							
③	安全対策の方向性を決定【生活安全課】				→							
④	組織強化と業務の拡充【観光振興課】				→							
⑤	法人化の促進【観光振興課】				→							
効果額 (平成19年度に対する)	(目標) (単位：千円)	累計										
	(実績) (単位：千円)	累計										
実施 状況	平成20年度	環境衛生推進協議会については、平成19年度末のプロパー職員の退職にあわせ、事務局に事務局長(非常勤)・書記(常勤)の体制に切り替えた。また、本来、市(クリーンセンター)が行なうべき業務である廃棄物資源化事業(交付金)を市(クリーンセンター)と協議の上、市(クリーンセンター)で行うこととした。 安全会議については、平成20年度末で、退職するプロパー職員1人の補充を行うため、職員の募集を実施した。 防府市観光協会については、他市観光協会の視察や調査を行い、法人化のメリットや手続について研究し、一般社団法人として法人化を目指すこととなった。協会内では、法人化に向けたプロジェクトチームが編成され、定款の素案や組織体制のあり方について協議決定された。										
	平成21年度	安全会議については、専任の事務局長を置くことで組織の健全な運営に努めた。また、平成20年度末で、退職するプロパー職員1人の補充については、臨時職員で対応することとした。 防府市観光協会は、5月に法人の設立登記が行われ、一般社団法人防府市観光協会としてスタートした。また、観光拠点施設「防府市まちの駅うめてらす」の指定管理者に指定され、来年度からの施設管理に向けた準備をした。										
	平成22年度	安全会議については、プロパー職員(1人)を臨時職員から常勤職員に変更し、交通安全教育を強化した。										
	平成23年度											
	平成24年度											

平成21年度目標達成

平成21年度目標達成

重点項目	5 外郭団体の見直し				No.	29								
取組項目名	社会福祉事業団体のあり方検討				担当課	障害福祉課・社会福祉課								
現状と課題	【社会福祉協議会のあり方検討】 社会福祉協議会は、地域の団体等との連携のもとに各種福祉事業を実施し、これまで多大な成果を挙げています。今日では、地域福祉ニーズが多様多様で、複雑化しており、このニーズに適切に応えることができる体制整備が求められています。 【社会福祉事業団のあり方検討】 社会福祉事業団は、社会福祉に関する事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と、増進に寄与することを目的として、昭和54年4月に設立されました。現在では、市の施策の受託事業と市の施設の管理代行事業（知的障害者授産施設等の指定管理者）を行っており、市の施策を先導的に推進する事業体に向けて、合理的・効率的な事業運営等を推進するための見直しが必要となっています。													
取組内容	【社会福祉協議会のあり方検討】 多様多様で、複雑化した地域福祉ニーズに応えるには、市と協議会との適切な役割分担の下、人材と財源の確保が重要であるため、財政基盤や執行体制の見直しを含め検討します。 【社会福祉事業団のあり方検討】 市の保健・福祉分野における地域福祉施策を先導できる事業体として、経営の合理化、自立化及び民間事業者によって十分対応できない分野においての必要な保健・福祉サービスの提供などに向けた指導をします。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	—	—	業務の見直しと職員の適正配置をする				毎年度							
実施計画（実施項目）					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	職員の適正配置（社会福祉協議会）													
②	市と協議会との適切な役割分担の下、委託業務の見直し及び実施（社会福祉協議会）													
③	経営の合理化と経費の削減（社会福祉事業団）													
④	民間事業者の対応が困難な、公共性の高い保健・福祉サービスの提供													
⑤	職員の知識・技術の向上の研修（社会福祉事業団）													
効果額 （平成19年度に対する）	（目標） （単位：千円）	累計												
	（実績） （単位：千円）	累計												
実施状況	平成20年度	社会福祉協議会については、委託・補助事業について精査し、組織本来の業務として地域に密着した事業は委託増とし、多様な福祉ニーズに応えられるよう人員配置の適正化を図った。 社会福祉事業団については、指定管理者として、福祉専門研修の実施や業務の効率化を図り経費節減に努めた。												
	平成21年度	社会福祉協議会については、引き続き、委託・補助事業について精査し、見直しを行った。また、地域福祉における多様な福祉ニーズに応えられるよう人員配置について見直し、再任用職員1人増として体制を強化した。 社会福祉事業団については、引き続き、防府市身体障害者福祉センター等の指定管理者として、業務の効率化を図るとともに経費節減に努めた。												
	平成22年度	社会福祉協議会については、引き続き、委託・補助事業について精査し、見直しを行った。また、地域福祉権利擁護事業の基幹社会福祉協議会になったため、正職員1人増として体制を強化した。 社会福祉事業団については、引き続き、防府市身体障害者福祉センター等の指定管理者として、業務の効率化を図るとともに経費節減に努めた。 また、組織機構の見直しにより、「福祉政策調整室」が廃止され、この取組みは、高齢障害課と社会福祉課が担当になった。												
	平成23年度	社会福祉協議会については、市と協議会の適切な役割分担のもと、委託事業について見直しを行った。また、多様な福祉ニーズに応えられるよう職員の適正な配置をした。 社会福祉事業団については、指定管理者として経営の合理化を進めるよう、また、民間事業者での対応が困難な公共性の高い保健・福祉サービスの提供に努めた。												
	平成24年度	社会福祉協議会については、今後とも、多様な福祉ニーズに応えられるよう、市と協議会の適切な役割分担のもと、委託・補助事業について見直しを行う。 社会福祉事業団については、今後とも指定管理者として、民間事業者での対応が困難な公共性の高い障害福祉サービスの提供に努め、経営の合理化を図るよう指示した。併せて、今後の自立の可能性について検討を行う。												

重点項目		6 健全な財政運営の確保				No.		30						
取組項目名		索道事業のあり方検討				担当課		観光振興課						
現状と課題		平成19年3月に「大平山索道検討委員会」から提出された意見では、当面市の直営を継続し、3年ごとに経営改革の成果を検証し、存廃を検討することとなっています。 利用者の減少から収支状況は厳しいが、なお一層の経費の縮減と利用者増加の方策を検討する必要があります。												
取組内容		経費削減のため、民間への運営の委託・期間限定運転の実施の可否を検討します。また、利用者の増加を図るため、山頂公園の展望台など集客が期待できる施設整備を検討します。												
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義						目標年度				
		方針決定時期	—	平成22年度中に、ロープウェイの存廃の結論を出す						平成22年度				
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	民間委託の可否の検討				→									
②	期間限定運転のシュミレーション				→									
③	展望台の整備						→							
④	ロープウェイ存続・廃止の検討、方針決定							→						
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)	(単位：千円)	累計										
		(実績)	(単位：千円)	累計										
実施状況	平成20年度	施設の管理委託について、現施設の設置業者に受託の可否について検討を依頼した。受託の可否については、人的問題から当面は受託はできないが、将来的な検討事項としたいとの回答を得た。 期間限定運転については、限定運転実施に伴う運休期間中の施設の維持に関して、設置業者の助言を受けるなど、実施上の課題を整理した。												
	平成21年度	期間限定運転については、導入に向けて「火の山ロープウェイ」の実施状況を調査した。その結果、運休期間中の職員の処遇が課題であり、引き続き検討することとした。 なお、展望台の整備については、休憩室の雨漏り対策等の補修工事を行った。												
	平成22年度	大平山索道事業検討協議会の意見書(平成19年3月)で示されている、索道事業の3年間の検証として、「大平山索道事業検証報告書(平成22年10月)」を作成した。その結果、集客対策に取り組むとともに経費の削減を図りながら継続して事業を進めていくこととした。 ただし、今後も、索道事業の存廃については3年置きに検証することとした。												
	平成23年度													
	平成24年度													

平成22年度目標達成

重点項目	6 健全な財政運営の確保				No.	31						
取組項目名	公会計制度の整備				担当課	財政課						
現状と課題	平成18年度に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、公会計制度の導入に取り組んでいくことが求められました。複式簿記・発生主義会計を活用し、市民に財政状況を分かりやすく示していく必要があります。											
取組内容	経済的事実が発生した段階で帳簿に記入する発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計の整備の推進に取り組めます。 また、4表等の見方について、担当課のみならず全職員がその理解に努めるとともに、公表内容についても、市の財政状況がよりわかりやすく理解できる内容となるように努めます。											
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度					
	—	—	普通会計及び連結財務書類4表をわかりやすい形で市民に公表する				毎年度					
実施計画(実施項目)					工程表							
					20年度 4月 10月		21年度 4月 10月		22年度 4月 10月		23年度 4月 10月	
①	普通会計財務書類4表の公表											
②	連結財務書類4表の公表											
③	わかりやすい公表方法の見直し(21年度修正)											
④												
⑥												
⑦												
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計									
	(実績)	(単位:千円)	累計									
実施状況	平成20年度	当初の計画では、新地方公会計制度に基づき、「総務省方式改訂モデル」により普通会計財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成する予定であったが、国の作成マニュアル公表の遅れ等の影響を受け、「総務省モデル」により2表(貸借対照表、行政コスト計算書)を作成することに対応した。また、作成作業に関連して、売却可能資産の棚卸作業に着手した。 平成20年9月に、「公会計制度の活用」を研究テーマとする研究部会が庁内に設置され、平成21年3月に「財務書類のわかりやすい公表や活用方法」についての研究報告を受けた。										
	平成21年度	「総務省方式改訂モデル」により普通会計財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)・連結財務書類4表を作成し、市ホームページで公表した。										
	平成22年度	引き続き、「総務省方式改訂モデル」により普通会計財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)・連結財務書類4表を市ホームページで公表した。										
	平成23年度	引き続き、「総務省方式改訂モデル」により普通会計財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)・連結財務書類4表を市ホームページで公表した。										
	平成24年度	引き続き、「総務省方式改訂モデル」により普通会計財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)・連結財務書類4表を市ホームページで公表した。 今後も、普通会計財務書類4表・連結財務書類4表の見方について、全職員がその理解に努めるとともに、よりわかりやすい内容となるよう努める。										

重点項目	6 健全な財政運営の確保						No.	32						
取組項目名	公共下水道事業の地方公営企業法適用						担当課	上下水道局						
現状と課題	公共下水道事業は、現金主義による官公庁会計で運営を行っているため、使用料の対象原価や、経営状況が不明確となっています。													
取組内容	地方公営企業法の適用を受けることによって、発生主義による企業会計に移行し、独立採算制の原則に基づき、職員の経営意識、コスト意識を向上させるとともに、公共下水道事業の健全な財政運営を確保します。 また、並行して上下水道料金一元化についても検討していきます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義						目標年度					
	実施時期	—	公共下水道事業を平成23年4月1日から地方公営企業法の適用事業にする						平成23年度					
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	資産台帳の作成													
②	条例、規則の改廃													
③	財務会計システム等の構築													
④	料金の一元化の検討、方針決定													
⑤	公共下水道事業の地方公営企業法の適用													
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	資産台帳の作成に当たり、平成20年10月27日に業者へ地方公営企業法適用支援業務を発注し、固定資産調査に向けた基礎調査及び「固定資産調査・評価マニュアル」の作成等を行った。												
	平成21年度	昨年度までの管渠、ポンプ場、終末処理場等の固定資産調査を完了した。 また、現在整備を進めている下水道台帳システムとの連携をとりながら評価した固定資産のデータ管理システムを構築した。												
	平成22年度	地方公営企業法適用のための関係条例案の作成し、12月市議会で平成23年4月1日施行の議決を得た。 また、固定資産調査については、残っていた平成21年度及び平成22年度分の資産評価を8月までに終了し、3月議会で地方公営企業法に基づく平成23年度予算案の議決を得た。 なお、水道、井戸併用世帯の水道料金及び下水道使用料の徴収業務の一元化については、料金の電算システムのプログラム変更を完了し、平成23年4月1日に実施することとした。												
	平成23年度	平成23年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するとともに、水道局と下水道関係部門の組織統合を行い、防府市上下水道局(職員数:81人体制)を発足した。												
	平成24年度	地方公営企業法の適用により、下水道事業は発生主義による企業会計に移行しており、今後は企業会計を利用して下水道事業の経営分析を行い、事業の経営改善に努める。												

平成23年度目標達成

平成23年度目標達成

重点項目	6 健全な財政運営の確保					No.	33							
取組項目名	予算査定の見直し					担当課	財政課							
現状と課題	経常的な需用費及び役務費の枠配分を実施していますが、その対象範囲は狭く、大半は財政課での査定方式となっています。厳しい財政状況の中で、必然的に削減を主とした取捨選択を行うこととなり、新規事業の創出や事業のダイナミックな組み替えが困難になってきています。 限られた財源の中で、担当部署の創意工夫を活かしながら自主的・主体的な事業の見直し、再構築を進められるよう、枠配分方式の拡大を図って行く必要があります。													
取組内容	枠配分対象とする経費、事業の範囲や査定手法等について、毎年、検討を加え、枠配分方式を段階的に拡大し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	—	—	限られた財源を重点的かつ効率的に配分する					毎年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	枠配分方式の拡大													
②	予算要求基準の提示													
③														
④														
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	限られた財源の重点的かつ効率的な予算配分を行うため、部局単位(15部局)で一般財源ベースの予算要求限度額(年度間で事業費が大きく変動する建設事業費等は除く)を設定し、各部局内での事業調整を経た予算要求に取り組んだ。そのため、平成20年度予算編成においては、要求額と予算額の差が27億円であったものが、平成21年度予算編成ではその差が23億円と縮小した。												
	平成21年度	引き続き、限られた財源の重点的かつ効率的な予算配分を行うため、部局単位(15部局)で一般財源ベースの予算要求限度額(年度間で事業費が大きく変動する建設事業費等は除く)を設定し、各部局内での事業調整を経た予算要求に取り組んだ。												
	平成22年度	平成23年度を始期とする新総合計画に対応し、新総合計画・基本計画に掲載した施策展開に対応した事業ごとの予算要求、予算査定を行った。 また、新規・主要の75事業について、個別の事業概要を作成するなど、事業別予算に移行する第一段階としての予算編成を行った。												
	平成23年度	財務会計システムの再構築にあわせ、事業別の予算要求、予算査定を実施し、予算書に事業別予算額を表示した。												
	平成24年度	事業の成果や課題を踏まえた事業別の予算要求・査定を実施するとともに、予算参考資料に一般会計における全ての事業について説明を掲載した。 今後も、引き続き、予算査定の見直し(予算編成時期、行政評価の活用等)をする中で、限られた財源を重点的かつ効率的に予算配分できるように努める。												

重点項目	6 健全な財政運営の確保						No.	34						
取組項目名	補助金等の適正化						担当課	財政課・関係課						
現状と課題	第3次行政改革において、補助金の減額等が行われたが、補助金が長期化、固定化しているものが多く、社会情勢の変化に対応し、補助金の有効性について不断の検証が不可欠です。													
取組内容	補助金の効果や目的の達成状況を検証するとともに、長期化、固定化している補助金については、補助団体の自主財源の確保方策や終期の設定等について検討します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義						目標年度					
	—	—	補助費を段階的に縮減する						毎年度					
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	補助金の効果、目的の達成状況の精査													
②	長期化・固定化している補助金の見直し													
③														
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	平成21年度予算編成方針の中で、年次計画がある補助金等については、その方針に従って予算に反映させるよう指示した。 また、平成21年度予算要求において、前年度から減額になっていないものについては、理由書を提出させ、補助金等の査定を行った。												
	平成21年度	平成22年度予算編成方針の中で、年次計画がある補助金等については、その方針に従って予算に反映させるよう指示した。 また、予算査定において、各種団体の繰越金や予備費等の状況を確認し、補助金額等の妥当性について厳しくチェックした。												
	平成22年度	平成23年度予算編成方針の中で、市民ニーズや時代の要請等に適切に対応している補助金かどうかの検証を指示するとともに、年次計画がある補助金等については、その方針に従って予算査定を行った。 また、法令外負担金について、山口県市長会の会長市として負担金見直しの取組を先導した。												
	平成23年度	平成24年度予算編成方針の中で、市民ニーズや時代の要請等に適切に対応している補助金かどうかの検証を指示するとともに、年次計画がある補助金等については、その方針に従って予算査定を行った。												
	平成24年度	平成25年度予算編成方針の中で、時代の変化を踏まえ、公益上の必要性や行政効果等について十分検討するように指示するとともに、各種団体への補助金については決算・予算執行状況を確認し、補助金額の妥当性についても検討するよう指示し、予算査定を行った。 今後は、補助金等ごとに目的や効果等を検証し、補助金等の存廃等について、市としての方向性を出すように努める。												

重点項目		6 健全な財政運営の確保				No.		35						
取組項目名		受益者負担の適正化				担当課		財政課・関係課						
現状と課題		第3次行政改革に引き続き、歳入の確保並びに受益と負担の公平性の観点から、コスト計算に基づく使用料・手数料等の見直しを行う必要があります。												
取組内容		第3次行政改革期間において、見直しを行っていない使用料・手数料等の改定を行います。 また、3年に1回の見直しを原則とし、コスト計算や受益者負担率の設定を行い、受益者負担の適正化を図ります。												
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義						目標年度				
		—	—	受益者負担の適正化に努める						毎年度				
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	コスト計算及び負担割合の設定(21年度修正)													
②	使用料・手数料等の見直し													
③														
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)	(単位：千円)	累計										
		(実績)	(単位：千円)	累計										
実施 状況	平成20年度	平成21年度予算の編成方針の中で、減額となる経費について可能な限りの効率化、省力化を図るとともに、適正な受益者負担を求めることを指示した。 また、新体育館における適正な料金設定の検討を行った。												
	平成21年度	引き続き、平成22年度予算の編成方針の中で、減額となる経費について可能な限りの効率化、省力化を図るとともに、適正な受益者負担を求めることを指示した。 また、留守家庭児童学級の時間延長に伴う料金改定の検討を行った。												
	平成22年度	引き続き、平成23年度予算の編成方針の中で、対象経費の効率化、省力化及び適正な受益者負担を求めることを指示した。 また、使用料・手数料等の算定に係るコスト計算について、減価償却費の原価計算への算入(防府市は算入している。)の有無など、自治体ごとで算定方法が異なっていることから、先進自治体の事例収集、研究を行った。												
	平成23年度	引き続き、平成24年度予算の編成方針の中で、対象経費の効率化、省力化及び適正な受益者負担を求めることを指示した。												
	平成24年度	引き続き、平成25年度予算の編成方針の中で、対象経費の効率化及び省力化を図るとともに、適正な受益者負担を求めることを指示した。 今後は、公の施設の管理運営状況等に基づき、施設ごとの使用料等のあり方や見直しが必要な基準等の検討を行う。												

重点項目	6 健全な財政運営の確保				No.	36								
取組項目名	起債・公債費抑制策の継続				担当課	財政課								
現状と課題	厳しい財政状況が続くことが予想される中で、起債抑制に伴い、一般会計の市債現在高は平成10年度をピークに減少しています。今後は、新体育館建設事業、廃棄物処理施設整備事業などの大型事業が続くため、後年度負担の見通しに基づく起債を行う必要があります。													
取組内容	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、会計の連結による実質公債費比率を算定することによって、普通会計のみならず、公共下水道事業等の全事業会計を対象とした起債残高の適正な管理を行います。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義						目標年度					
	実質公債費比率	18%	起債の許可団体への移行基準である18%を上回らないよう適正な起債管理を行う						毎年度					
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	低利率への借り換え実施				→									
②	事業見直しによる起債の抑制				→									
③														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	低利率への借り換え実施については、平成19年度から3年間実施される「補償金免除繰上償還」に係る借換債発行制度を活用し、下水道事業債(利率5.200%～6.800%)を(1.195%～1.565%)に借り換え、今後の償還利息の圧縮を図った。 起債の抑制については、長期にわたって実施してきたことから、一般会計の公債費が平成20年度予算約45億7千万円から、平成21年度予算約40億6千万円と大幅に減少した。また、平成21年度予算においては、新体育館の建設や、景気後退による臨時財政対策債の増額により49億9千万円の市債による借入れとなるが、将来的に公債費が現行水準(40億円)を上回ることがなく、後年度負担の見通しに基づく起債とした。 【実質公債費比率：10.4%】												
	平成21年度	低利率への借り換え実施については、引き続き、「補償金免除繰上償還」に係る借換債発行制度を活用し、下水道事業債(利率5.500%)の借り換えを行い、償還利息の圧縮を図った。 平成22年度予算においては、市債発行額(32億9千万円)を公債費元金(33億1千万円)以下とし、プライマリーバランスが黒字となる予算編成を行った。 【実質公債費比率：8.9%】												
	平成22年度	下水道事業については、平成23年度からの公営企業への移行にあわせ、下水道事業会計に繰り出している公債費負担額を、総務省の示す基準以下とした。 平成24年度以降の大型投資を見据え、平成23年度予算においても、市債発行額(29億4千万円)を公債費元金(31億2千万円)以下とし、プライマリーバランスが黒字となる予算編成を行った。 【実質公債費比率：7.2%】												
	平成23年度	平成24年度予算は、廃棄物処理施設建設に伴う起債額の増加が大きいため、他の起債事業を可能な限り抑制した。また、臨時財政対策債については、国の制度的市債であるが増加傾向にあるため、発行可能額より減額して借り入れ、後年度の公債費負担軽減を図った。 【実質公債費比率：5.3%】												
	平成24年度	平成25年度予算は、廃棄物処理施設建設事業に伴う起債額が大幅に膨らむことから、前年度に引き続き、臨時財政対策債を発行可能額より減額して借り入れ、後年度の公債費負担軽減を図った。 【実質公債費比率：4.4%】 今後も、引き続き、健全財政の継続のための目標数値(総合計画)の達成に向け、中期財政収支の見通しに基づいた起債額と投資額のバランスを図る。												

重点項目	6 健全な財政運営の確保					No.	37								
取組項目名	遊休資産の処分の推進					担当課	財政課								
現状と課題	近年の著しい社会状況の変化や行政に対する市民意識の変化は今後も加速していくものと予想され、市が保有する公共用地に対する行政目的も変化していかざるを得ません。 その公共用地の利用目的の見直しについては、今後継続的に行っていく必要があり、またこの作業により発生する利用計画を失った用地(遊休資産)の処分についても、その都度継続的に進めていく必要があります。														
取組内容	公共用地の利用目的の精査をし、利用計画を失った用地(遊休資産)については、売却等を推進します。														
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度							
	—	—	利用計画のなくなった遊休地の縮減を図る					毎年度							
実施計画(実施項目)						工程表									
						20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
						4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	遊休地の処分の推進														
②															
③															
④															
⑤															
⑥															
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計												
	(実績)	(単位：千円)	累計	102,139	4,675	11,090	50,896	11,526	23,952						
実施状況	平成20年度	法定外公共物の払い下げによる市有地の売却を行った。 遊休資産に該当すると思われる資産は、これまでの売却により、かなりのものが処分されたが、残っている資産については、景気の悪化、売却の為の諸準備等、条件が整わず売却を見送ることとなった。 なお、以前に売却した土地のうち、使用用途、建築条件等にまちづくりの為の諸条件を付したものについては、買受人等と調整・協議を継続的に行之、適正な土地利用が図られるように努めた。													
	平成21年度	法定外公共物の払い下げによる売却及び遊休市有地の売却を行った。 売却処分可能な遊休資産の中には、数年前から評価を見直しつつ売出しをかけているものの買い手がつかず、今後の売却に期待せざるを得ない物件が残っている。これらについては、来年度において売却方法若しくは売却処分以外の利用方法について検討を行うこととした。													
	平成22年度	法定外公共物の払い下げによる売却及び遊休市有地の売却を行った。													
	平成23年度	法定外公共物の払い下げによる売却及び遊休市有地等の売却を行った。													
	平成24年度	法定外公共物の払い下げによる売却及び遊休市有地等の売却を行った。 今後は、法定外公共物を含めた公共用地の必要性を十分吟味し、公共用地としての利用目的を失った土地については、適時、適正価格での売却を図る。													

重点項目	6 健全な財政運営の確保				No.	38								
取組項目名	広告事業による財源確保				担当課	財政課・関係課								
現状と課題	平成19年度に基本要綱を制定し、事業も開始されていますが、実施(実施予定)している部署は、まだ少数のため、各部署へ積極的な対応を促す必要があります。													
取組内容	市の保有する公共施設、車両、ホームページ、各種印刷物等について、広告媒体としての活用を検討し、可能な限り広告事業を推進することで財源の確保に努めます。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	効果額	13,698千円	平成20年度から平成24年度までの民間広告の掲載による効果額				毎年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	各課に対する事業導入の啓発													
②	広告募集事務の簡素化													
③	各課共通使用封筒への広告導入【入札検査室】													
④	給与支給等明細書への広告導入【職員課】													
⑤	公式ホームページへの広告導入【電算統計課】(21年度修正)													
⑥	市広報への広告導入調査・検討【市民活動推進課】(24年度修正)													
⑦	市広報への広告導入【市民活動推進課】(24年度修正)													
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計	13,698	1,530	3,042	3,042	3,042	3,042	3,042	3,042	3,042	3,042	3,042
	(実績)	(単位：千円)	累計	11,470	1,114	3,364	3,029	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426	2,426	1,537
実施状況	平成20年度	引き続き、公式ホームページへのバナー広告を実施した。 広告入り庁内共通封筒、給与支給等明細書(平成21年4月分から)の使用を開始した。 市広報への広告導入の準備をし、広告掲載業者を選定するための入札を実施した(平成21年度導入)。 平成21年夏に発行(民間企業との共同発行)予定の市民便利帳に係る実施要綱等の制定、共同発行事業者の公募・選定等を実施した。												
	平成21年度	引き続き、公式ホームページへのバナー広告を実施し、新たに、下記媒体に広告事業を導入した。 ①庁内共通封筒 ②職員等給与明細書 ③市広報 ④市民便利帳 なお、部次長会議(11月開催)において、広告事業の更なる推進を各課に依頼した。												
	平成22年度	新たに、下記媒体に広告事業を導入した。 ①番号案内表示機 ②リサイクルカレンダー なお、庁内共通封筒については、費用対効果等を総合的に判断し、一旦中止した。												
	平成23年度	新たな広告事業がなかったため、各課あて広告事業の積極的な取組みについて、文書依頼し広告事業の推進と拡大を図った。 なお、平成24年度から財務会計システムの変更に伴い、職員等給与明細書の配布を取りやめたため、職員等給与明細書への広告掲載は平成23年度をもって廃止とした。												
	平成24年度	従来の広告事業に加え、新たな広告事業導入に向け、「広告掲載事業推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、媒体の種類・名称を洗い出した。これについて広告掲載審査委員会へ報告するとともに、広告掲載の可能性が高い媒体を検討した。 新たに、移動図書館について、広告事業を導入した。 今後は、新しい視点により、広告媒体の開発及び活用を検討し、財源確保に努める。												

重点項目	6 健全な財政運営の確保					No.	39								
取組項目名	競輪事業の経営改善					担当課	競輪局								
現状と課題	競輪事業の収支は拮抗しており、今後も厳しい経営状況が予想されることから、引き続き費用対効果を精査して、効率的な経営を目指す必要があります。														
取組内容	本場入場者数及び売り上げの減少に伴い、本場開催経費のさらなる削減を行います。また、並行して競輪開催業務すべての委託を視野に入れた民間委託の実施も検討します。														
目標とする成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度							
	方針決定時期	—	包括的外部委託についての方針を決定する					平成23年度							
実施計画(実施項目)						工程表									
						20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
						4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	発売体制の見直し														
②	業務及び経費の見直し														
③	計算センター事務の外部委託														
④	競輪事業の包括的外部委託の調査・研究(21年度修正)														
⑤	競輪事業の包括的外部委託の検討・方針決定(21年度修正)														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計												
	(実績)	(単位：千円)	累計	63,747	11,446	12,866	10,502	12,343	16,590						
実施状況	平成20年度	発売体制の見直しでは、投票所従事員の時差出勤を実施した。 業務及び経費の見直しでは、1) 無料送迎バスの運行単価の見直し及び運行バスを大型から中型に変更、2) 無料送迎バス宇部便の廃止に向けたバス事業者との協議、3) 前夜版出走表配布ルート等の見直し(平成20年4月)、4) 従事員一時金の算定方法の変更(平成20年6月)等を実施した。 計算センター事務の外部委託実施(平成21年4月)に向け、受託予定者と委託内容・金額の協議を実施するとともに従事員の異動について、従事員組合と協議した。 競輪事業の包括的外部委託について、既実施競輪場の実施状況等を調査した。													
	平成21年度	発売体制の見直しとして、開催1日当たりの投票所従事員数を削減した。 業務及び経費の見直しとして、無料送迎バス宇部便を利用者の減少により廃止した(平成21年4月)。 計算センター事務の運用監視業務等を外部委託した(平成21年4月)。 また、競輪事業の包括的外部委託について、引き続き、既実施競輪場の実施状況等を調査した。													
	平成22年度	発売体制の見直しとして、開催1日当たりの投票所従事員数を削減した。 業務及び経費の見直しとして、参与職の廃止及び計算センター事務の見直しを行った。 また、競輪事業の包括的外部委託について、本競輪場での実施方法や実施した場合の収支状況等を調査・研究した。													
	平成23年度	発売体制の見直しとして、開催1日当たりの投票所従事員数を削減した。 収入増加策として、重勝式車券の発売やサテライト宇部の開設などをした。 競輪事業の包括民間委託について、受託可能性のある業者と協議を行った結果、受託の可能性は低いと判断し、包括民間委託は実施しないこととした。													
	平成24年度	前夜版出走表配布ルート及び配布箇所の見直しを実施した。 駅前サービスセンターでのナイトー発売の推進 今後も、本場開催経費の更なる削減を行うなど経営改善に努める必要がある。併せて、老朽化している施設全般の再整備等を含め、中長期的視点に立って事業運営の方向性を検討する。													

平成23年度目標達成

重点項目		6 健全な財政運営の確保				No.		40						
取組項目名		公用車のリース化				担当課		総務課						
現状と課題		現在、公用車161台中、購入後10年以上経過したものが51台あり、公用車全体として老朽化が進んでおり、維持管理経費もかなりの額になります。一方、老朽化した公用車を更新していくだけの予算も確保できない状況にあり、そのような老朽化した公用車のため、日常的なメンテナンス経費がかかる状況です。												
取組内容		平成20年度に公用車161台中、購入後10年以上経過したものの51台のリース化を実施します。その後、適正な公用車台数も考え合わせながら、購入後10年以上経過したものについて順次リース化を実施します。 同時に、その公用車の維持管理経費、予約方法や通送便の見直しなども含め検討し、適正な人員配置を目指します。												
目標とする 成果・数値		項目名	数値等	定 義						目標年度				
		台数	96台	平成24年度までにリース化する公用車の台数						平成24年度				
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	公用車のリース化(順次)													
②	公用車の維持管理及び適正な人員配置の検討													
③														
④														
⑤														
⑥														
効果額 (平成19年度に対する)		(目標)	(単位:千円)	累計										
		(実績)	(単位:千円)	累計										
実施 状況	平成20年度	公用車のリース化については、予定していた51台に、2台前倒し、計 53台のリース化を実施した。 ※リース料には、税金、車検、点検、消耗品等の費用を含む。												
	平成21年度	公用車のリース化については、予定していた16台のリース化を実施し、計 69台のリース化を実施した。 ※リース料には、税金、車検、点検、消耗品等の費用を含む。												
	平成22年度	公用車のリース化については、予定していた10台に4台追加し14台ののリース化を実施し、計83台のリース化を実施した。 ※リース料には、税金、車検、点検、消耗品等の費用を含む。												
	平成23年度	公用車のリース化については、購入後10年を経過する公用車はあるが、走行距離等車両の状態から判断し、新たなリース化を実施しなかった。したがって、リースをしている公用車の台数は83台。 ※リース料には、税金、車検、点検、消耗品等の費用を含む。												
	平成24年度	公用車のリース化については、新たな17台のリース化を実施し、計100台のリース化を実施した。 ※リース料には、税金、車検、点検、消耗品等の費用を含む。 今後も、引き続き、公用車の維持管理経費、通送便の見直しなどを検討する。												
平成24年度目標達成														

重点項目	6 健全な財政運営の確保				No.	41								
取組項目名	庁舎内電話へのIP電話の導入				担当課	総務課								
現状と課題	庁内電話については、平成17年度に電話交換機の再リース・ダイヤルイン体制も同時実施し、電話回線使用に関する経費を節減するとともに、市役所にかかってくる電話の分散化を図り、電話交換業務の軽減も図ってきました。 現在、庁内の電話回線使用料が年間約1,300万円かかっており、今後は、電話回線使用料そのものの削減を図る方策を検討する必要があります。													
取組内容	電話回線については、通常のNTT回線以外にも他社回線や、インターネット回線を利用したIP電話が考えられます。中でも、IP電話については、回線の安定性の不安等も指摘されていますが、電話回線ではないため通話料が発生しないメリットがあるということで、今年度中に電話回線との比較検討・導入方法等を検討します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	削減率	10%	市役所全体の年間電話料を削減する				平成21年度以降							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	導入に向けた検討				→									
②	一部導入開始						→							
③														
④														
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計	2,800			▲800	1,200	1,200	1,200	1,200			
	(実績)	(単位：千円)	累計	3,994			▲1,097	1,542	1,854	1,695				
実施状況	平成20年度	既存、電話回線使用料の各社比較、NTT回線使用とインターネット回線使用の場合の比較検討と導入について検討した結果、平成21年度行政執行上の重点項目に掲げ、IP電話設定委託料の予算措置を行った。												
	平成21年度	既存、電話回線のうち、一部(25局)をIP電話へ切り替えた。 ただ、今年度は災害関連業務により、例年より通話料が多くなっており、導入後9か月間ではあるが、過去3年間(平成18～20年度)の平均電話料金の93%にとどまった。												
	平成22年度	今年度の電話料金は、過去3年間(平成18～20年度)の平均電話料金の86%になった。												
	平成23年度	今年度の電話料金は、過去3年間(平成18～20年度)の平均電話料金の83%になった。												
	平成24年度	今年度の電話料金は、過去3年間(平成18～20年度)の平均電話料金の84%になった。												

重点項目	7 公の施設の見直し					No.	42							
取組項目名	サイクリングターミナルのあり方検討					担当課	観光振興課							
現状と課題	昭和56年の開設以来27年が経過しており、施設の大規模改修が必要であり、施設の運営と修繕等の維持管理に多大な経費を要する現状から、改修の是非を含め今後の運営方針を決定する必要があります。													
取組内容	平成23年度に開催される国体までは宿泊施設として継続することとし、その後は、サイクリングターミナルとしての自転車振興機能の継続方法の検討、合宿等に特化した形での宿泊施設の運営継続の是非などを、施設そのものの廃止を視野に入れ検討します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義					目標年度						
	方針決定時期	—	サイクリングターミナルの存廃の方針を決定する					平成24年度						
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	利用者の増加による収益の確保													
②	施設存廃の検討、方針決定(24年度修正)													
③														
④														
⑤														
⑥														
⑦														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位: 千円)	累計											
	(実績)	(単位: 千円)	累計											
実施状況	平成20年度	自転車による観光モデルコースの策定のため、情報収集を行った。 (利用者の状況:平成19年度 7, 339人、平成20年度 6, 552人)												
	平成21年度	利用者の増加に向けた情報発信の強化を図るため、サイクリングターミナルのホームページのリニューアルを行った。 (利用者の状況:平成21年度 5, 139人)												
	平成22年度	第66回国民体育大会に向けて、当面早急に修理が必要な空調機の修理及び漏水修理を実施した。 (利用者の状況:平成22年度 5, 356人)												
	平成23年度	観光振興庁内検討協議会を開催し、宿泊、貸室及び自転車振興機能の継続の是非について、廃止も含めて検討したが、直営のみならず指定管理者制度導入による管理運営の可能性についても検証することとなったため、平成23年度中の方針決定には至らなかった。 (利用者の状況:平成23年度 5, 145人)												
	平成24年度	昨年度の観光振興庁内検討協議会の結果を基に指定管理者制度の導入を検討することとした。サイクリングターミナルの経営に関する関心表明を実施し、経営に関心のあった2事業者から意見聴取を行い、その提案が指定管理者制度の導入の実現ができる水準であったため、指定管理者を公募することを決定した。 (利用者の状況:平成24年度 3, 991人)												
														平成24年度目標達成

重点項目	7 公の施設の見直し						No.	43									
取組項目名	指定管理者制度の推進						担当課	職員課・関係課									
現状と課題	指定管理者制度の導入から2年が経過し、現在28施設が指定管理者により管理・運営されています。今後、既存の直営施設への制度の導入等が予定されています。こうした制度導入施設が拡大する中、公の施設の設置責任者として、指定管理者が行う施設管理業務が適切に執行され、公平・公正な施設管理と市民へのより質の高いサービスの提供が図られているか等を監視し、評価する体制の確立など制度の充実にに向けた取組が求められています。																
取組内容	指定管理者制度を導入した施設の継続的な進捗管理を進める中で、制度の目的でもある「市民サービスの向上、施設の効率的・効果的な運営、経費の縮減」などの導入効果が上げられるよう運用方法を改善します。具体的には、指定管理者の選定段階では、公平性・透明性を確保し、選定後はモニタリングや評価を取入れていきます。また、制度導入可能な施設については導入を推進していきます。																
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義						目標年度								
	回数	1回／年	指定管理者及び担当部局への研修会等を実施する						毎年度								
実施計画(実施項目)							工程表										
							20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
							4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
①	指定管理者制度の導入ガイドラインの見直し							➡									
②	未導入施設の指定管理者制度導入意向調査の実施							➡			➡					➡	
③	導入施設の導入効果等の検証							➡									
④																	
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計														
	(実績)	(単位：千円)	累計														
実施状況	平成20年度	指定管理者制度の導入ガイドラインの改訂版の作成と周知した(平成21年1月)。 ＜見直し点＞ ・候補者選定委員会に民間有識者を入れた ・候補者に共同事業体を加えた ・地域協働支援センターへの平成21年度からの指定管理者導入を実施した。 ・モニタリングを取り入れた ・審査基準を明記した															
	平成21年度	平成22年に供用開始する「新体育館」及び「まちの駅」に指定管理者制度を導入することとした。 また、平成22年3月末で指定期間を終了する2施設(陸上競技場及び武道館)の指定管理者の更新手続きを行った。 なお、指定管理者制度を導入している施設数は、30施設(平成22年3月末現在)。															
	平成22年度	平成23年3月末で指定期間を終了する19施設(各老人憩いの家(15館)、公会堂、地域交流センター、青少年科学館、視聴覚ライブラリー)の利用状況等の検証を行い、指定管理者の更新手続きを行った。 なお、指定管理者制度を導入している施設数は、31施設(平成23年3月末現在)。															
	平成23年度	「指定管理者制度導入ガイドライン(改訂版)」を全部改正し、「指定管理者制度ガイドライン」を策定し、併せて改正点についての説明会を実施した。 平成24年3月末で指定期間を終了する1施設(地域協働支援センター)の利用状況等の検証を行い、指定管理者の更新手続きを行った。															
	平成24年度	引き続き、全庁統一的に指定管理者制度の導入と運用を図るために、指定管理者制度導入施設所管課等との協議の場をつくるとともに、指定管理者制度導入可能な施設については、積極的に導入を推進する。															

重点項目	8 地域協働の推進				No.	44								
取組項目名	地域コミュニティの構築と支援のあり方検討 【第3次諮問項目】				担当課	市民活動推進課								
現状と課題	地域の各種団体は、個々の組織や活動が独立しており、行政の縦割り体制に合わせて、系列化される傾向にあります。行政も縦割り体制により、市民ニーズに対して、効率性や整合性に欠けた支援を行なっている場合があります。													
取組内容	「新たな地域コミュニティ組織」を構築することにより、地域で活動する各種団体に対する市の助成制度を見直し、地域の主体性を尊重した支援策を講じることで、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。また、併せて市の組織体制も整備します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	実施時期	—	新たな地域コミュニティ組織を可能な地域から構築する				平成24年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	推進本部の設置				→									
②	市内の各種団体の代表者との協議会の設置						→							
③	地域コミュニティのあり方の基本的な方針の策定(22年度修正)						→							
④	各地域への説明会の実施(22年度修正)									→				
⑤	地域への支援、公民館の環境整備の方向性の検討及び決定(22、24年度修正)						→							
⑥	新たな地域コミュニティ組織の構築(22、23年度修正)											→		
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位：千円)	累計											
	(実績)	(単位：千円)	累計											
実施状況	平成20年度	庁内に部次長級職員を委員とする「防府市地域コミュニティ構築推進会議」を設置し、会議を2回開催し、地域コミュニティの構築と支援のあり方について、庁内での共通認識を持った。												
	平成21年度	市内の各種団体代表者、学識経験者及び市職員で構成された「防府市地域コミュニティ検討協議会」を設置し、地域コミュニティの構築と支援のあり方についての検討を行い、基本方針について協議を行った。なお、協議会は6回開催された。												
	平成22年度	昨年度に引き続き、「防府市地域コミュニティ検討協議会」において、基本方針について協議し、平成23年2月に「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」を策定した。												
	平成23年度	「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」について、市内15地域において地域の各団体の代表者に向けた説明会を開催した(平成23年6～11月)。また、「防府市地域コミュニティ検討協議会」において、基本方針策定後の地域コミュニティ構築の進め方について議論を行った(第9回／平成23年5月)。地域説明会での意見を踏まえ、今後の具体的な取組みについて協議した(第10回／平成24年2月)。地域説明会での意見をコミュニティ推進連絡会議の会員に報告した(平成24年3月)。												
	平成24年度	今後の新たな地域コミュニティ組織について、庁内協議を行った上で「防府市地域コミュニティ検討協議会」において協働による新たな地域コミュニティ組織の必要性とその構築の方向性について合意を得た(第11回/平成25年3月)。 なお、当初、当該基本方針で示していた現行の地域の各種団体に対して交付している補助金等をまとめた一括交付金については、現状では行わないこととした。 今後は、引き続き、自治会や地区社会福祉協議会などの各種地域団体に対して、「新たな地域コミュニティ組織」を構築する必要性を説明する必要がある。また、「新たな地域コミュニティ組織」のモデル地域を選定し、実際にモデル地域が活動していくまでに、「新たな地域コミュニティ組織」の導入支援、行政の側面支援体制を整えるとともに、活動拠点(公民館等)については、勤務体制の見直しを含め、関係機関を交えて協議していく。												

重点項目	8 地域協働の推進				No.	45								
取組項目名	市民の参画と協働の推進				担当課	市民活動推進課								
現状と課題	市民参画懇話会(平成18年10月設置)において検討された市民の参画と協働による市政推進のための仕組みは、防府市自治基本条例(仮称)の制定と決まりました。今後は、この条例制定を機に、市民には市政に深く関心を持ち、これからのまちづくりに関わっていく意識をより一層高めてもらう必要があります。また、職員の意識改革を図り、それぞれが市民の参画と協働について共通認識し、果たすべき役割と責任により、協働してまちづくりに取り組んでいくことが課題です。													
取組内容	一般市民の意見を更に、取入れられるよう公募委員の比率の向上を図るとともに、パブリックコメント制度の周知を含め、市民参画と協働の更なる推進のため、市民参画の仕組みづくりを目指します。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	—	—	公募委員の比率の向上を図り、パブリックコメント制度等の周知に努め、市民参画と協働の更なる推進のための仕組みづくりを目指す				毎年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	自治基本条例の制定及び施行													
②	自治基本条例に係る個別条例等の見直し(22、23年度修正)													
③	市民参画推進の進捗状況調査(22、23年度修正)													
④	市民参画推進の仕組みづくり													
⑤														
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計											
	(実績)	(単位:千円)	累計											
実施状況	平成20年度	市民参画と協働による市政推進のための仕組みとして、自治基本条例の(平成21年3月定例会市議会上程に向け)条例素案を作成し、パブリックコメントを実施した。												
	平成21年度	市民参画と協働による市政推進のための仕組みとして、10月6日に自治基本条例が制定された。その後、同条例について、市民への周知を図った(逐条解説書の作成・配布、市広報・市ホームページへの掲載、出前講座等)。また、市民参画及び協働を推進するため、パブリックコメント制度の周知や審議会等の会議開催についての事前通知等を行った。												
	平成22年度	引き続き、自治基本条例について、市民への周知を図った(市広報・市ホームページへの掲載、出前講座等)。また、市民参画及び協働推進の具体的な仕組みづくりのため、市民委員を公募したうえで条例案策定の委員会を設置し、検討・協議を行った。												
	平成23年度	引き続き、自治基本条例について、市民への周知を図った(市広報・市ホームページへの掲載、出前講座等)。また、市民参画及び協働推進の具体的な仕組みづくりの一環として、「防府市参画及び協働の推進に関する条例(案)」を策定することとした。併せて、「参画と協働によるまちづくり」の市民フォーラムを開催し、市民への周知に努めた。												
	平成24年度	市民参画及び協働の推進に関する具体的な仕組みづくりの一環として、9月12日に「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が制定された。市民等の参画及び協働について、市民への周知を図り、参画及び協働に関する意識啓発に努める。また、参画及び協働に関する職員の共通認識を図り、具体的な参画及び協働の仕組みづくりに努める。												

重点項目	8 地域協働の推進				No.	46								
取組項目名	自主防災組織の充実強化				担当課	警防課・防災危機管理課								
現状と課題	現在、防火重点地域の自主防災組織(私設消防隊)26団体、周辺地域の自主防災組織(私設消防隊)12団体が自治会単位で結成され、地域内の災害に対応しています。しかしながら、近年、地域住民の防災意識が低下し、新規隊員の不足、高齢化、装備品の老朽化等が進んでおり、今後は、この組織の変革と活性化を図り、維持させる必要があります。育成・補助については補助要綱を制定し努力していますが、総務課(現在は防災危機管理課)でも自主防災組織認定要綱により自主防災組織を立ち上げており、これとの整合性を図る必要があります。													
取組内容	既存の組織には、機材の購入補助等を積極的に活用させて充実強化を図り、定期的な訓練の計画実施を促すとともに、既存の枠組みを更に広範囲にし、地域相互の協働を図り、居住若年層の取り込みをより積極的に推進します。自主防災組織未結成地区の解消を最優先課題とするとともに、私設消防隊を自主防災組織の消防班に移行し、これまでの活動を後退させない体制とした上で、防災危機管理課と警防課それぞれの補助金交付要綱を統合に向け調整を行います。													
目標とする 成果・数値	項目名	数値等	定 義				目標年度							
	組織率	70%	全世帯数のうち、自主防災組織がある区域内の世帯の割合				平成24年度							
実施計画(実施項目)					工程表									
					20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
					4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
①	自主防災組織の立ち上げに対する働きかけ(22年度修正)													
②	居住若年層参加の働きかけ													
③	防災知識の啓発(リーダー研修会開催、防災訓練の指導)													
④	自主防災組織育成事業補助の調整(23年度修正)													
効果額 (平成19年度に対する)	(目標)	(単位:千円)	累計											
	(実績)	(単位:千円)	累計											
実施状況	平成20年度	現在、防府市総務課が制定している自主防災組織関係の補助金要綱と消防警防課が制定している自主防災組織関係の補助金要綱を一本化するため、事前協議し各自で案を持ち寄り協議した。 平成21年3月末現在の組織率は、45.8%となった。												
	平成21年度	総務課では、自治会主催の防災研修会に出席し、自主防災組織結成の働きかけを行った。 また、自主防災リーダー等を対象とした防災講習会等を開催し、自主防災組織の向上を図った。 10月の組織機構の見直しにより、「防災危機管理課」が新設され、この取組みは、総務課から防災危機管理課が担当になったことから、改めて防災危機管理課と警防課で協議し、既存の私設消防隊が自主防災組織の消防班として、今までの活動が維持できる形での自主防災組織の見直しと併せて要綱の統合を検討することとした。 平成22年3月末現在の組織率は、49.2%となった。												
	平成22年度	自主防災組織未結成の地域の自治会連合会長及び自治会長へ自主防災組織の結成を働きかけるとともに、地域の防災講習会等において自主防災の啓発活動や自主防災組織のリーダー等を対象とした防災研修会を開催し、地域防災力の向上を図った。 平成23年3月末現在の組織率は、55.8%となった。												
	平成23年度	自主防災組織未結成の地域及び地区へ、自主防災組織の結成を働きかけるとともに、地域の出前講座等で自主防災についての啓発や、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会等を開催し地域防災力の向上を図った。 平成24年3月末現在の組織率は、64.0%となった。 なお、自主防災組織と私設消防隊の育成・補助制度の統合については、引き続き組織構成や補助対象についての検討を行った。												
	平成24年度	自主防災組織未結成の地域及び地区へ、自主防災組織の結成を働きかけるとともに、地域の出前講座等で自主防災についての啓発や、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会等を開催し地域防災力の向上を図った結果、平成25年3月末現在の組織率は70.0%となった。 今後は、引き続き、自主防災組織未結成地区の解消を最優先課題とするとともに、全世帯数のうち、自主防災組織がある区域内の世帯の割合を100%に近づけるように努める。 なお、自主防災組織と私設消防隊の育成・補助制度の統合は、補助対象内容、金額、補助率等が異なり統合困難の結論に至った。												
平成24年度目標達成														